

第1回高知県消防広域化に関する実務協議会

日時：令和8年5月12日(火) 15時～17時

場所：高知会館 2階 白鳳

次 第

1 開会

2 知事あいさつ

3 会長の選任

4 会長あいさつ

5 議事

(1) 高知県消防広域化に関する実務協議会

【資料1】

(2) 主な協議・意見交換事項

【資料2～5】

①消防広域化に係る市町村意向調査結果の概要

②意向調査を踏まえた移行の進め方と目標年次

③広域連合及び法定協議会に関する議決スケジュール(案)・規約骨子(案)

④個別の論点の整理

- ・ 先行的共同事業
- ・ 職員配置
- ・ 職員の処遇の均一化
- ・ 勤務形態
- ・ 消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備
- ・ 車両装備等の整備水準の統一
- ・ 各種業務システムの整備
- ・ 追加・臨時的に必要な経費の試算
- ・ 分賦金算定
- ・ その他、次回協議会に向けて専門部会等において実務的に検討すべき主な論点

(3) 意見交換

6 閉会

配布資料

委員名簿、出席者名簿、配席図

【資料1】高知県消防広域化に関する実務協議会について	P 1、2
【資料2】市町村意向調査 結果概要	P 3～6
【資料3】移行の進め方と目標年次	P 7～9
【資料4】広域連合及び法定協議会の規約骨子案等	P 10～13
【資料5】消防広域化に関する個別論点の整理	P 14～39
【参考1】高知県消防広域化に関する実務協議会規約	P 40～45
【参考2】高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程	P 46、47
【参考3】高知県消防広域化に関する実務協議会会議傍聴規程	P 48～51

高知県消防広域化に関する実務協議会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也
2	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一
3	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三
4	高知市	長	桑名 龍吾
5	室戸市	長	植田 壯一郎
6	安芸市	長	西内 直彦
7	南国市	長	平山 耕三
8	土佐市	長	板原 啓文
9	須崎市	長	楠瀬 耕作
10	宿毛市	長	中平 富宏
11	土佐清水市	長	橋本 敏男
12	四万十市	長	山下 元一郎
13	香南市	長	濱田 豪太
14	香美市	長	依光 晃一郎
15	東洋町	長	長崎 正仁
16	奈半利町	長	竹崎 和伸
17	田野町	長	坂本 正徳
18	安田町	長	黒岩 之浩
19	北川村	長	上村 誠
20	馬路村	長	山崎 出
21	芸西村	長	松本 巧
22	本山町	長	澤田 和廣
23	大豊町	長	下村 賢彦
24	土佐町	長	和田 守也
25	大川村	長	和田 知士
26	いの町	長	池田 牧子
27	仁淀川町	長	片岡 信博
28	中土佐町	長	池田 洋光
29	佐川町	長	片岡 雄司
30	越知町	長	小田 保行
31	梶原町	長	高橋 基文
32	日高村	長	松岡 一宏
33	津野町	長	池田 三男
34	四万十町	長	山脇 光章
35	大月町	長	岡田 順一
36	三原村	長	武内 則男
37	黒潮町	長	大西 勝也
38	高知県消防長会	会長 (高知市消防局長)	西川 宜孝
39	高知県消防長会	副会長 (幡多西部消防組合消防本部消防長)	桑原 一
40	高知県消防長会	副会長 (中芸広域連合消防本部消防長)	竹内 誠祥
41	高知県	知事	濱田 省司

第1回高知県消防広域化に関する実務協議会 出席者名簿

(敬称略)

○委員

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	
2	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一	○	
3	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三	○	
4	高知市	市長	桑名 龍吾	○	
5	室戸市	市長	植田 壯一郎	○ (オンライン) 代理：総務課長 濱田 亮士	
6	安芸市	市長	西内 直彦	○	
7	南国市	市長	平山 耕三	○	
8	土佐市	市長	板原 啓文	○	
9	須崎市	市長	楠瀬 耕作	○ (オンライン) 代理：副市長 梅原 健一郎	
10	宿毛市	市長	中平 富宏	○ 代理：副市長 上村 秀生	
11	土佐清水市	市長	橋本 敏男	○ 代理：副市長 早川 聡	
12	四万十市	市長	山下 元一郎	○ 代理：防災まちづくり課長 安岡 栄治	
13	香南市	市長	濱田 豪太	○	
14	香美市	市長	依光 晃一郎	○	
15	東洋町	町長	長崎 正仁	○	
16	奈半利町	町長	竹崎 和伸	○	
17	田野町	町長	坂本 正徳	○	
18	安田町	町長	黒岩 之浩	○	
19	北川村	村長	上村 誠	○ (オンライン) 代理：副村長 岡宗 秀明	
20	馬路村	村長	山崎 出	○ 代理：副村長 清岡 隆	
21	芸西村	村長	松本 巧	○	
22	本山町	町長	澤田 和廣	○	
23	大豊町	町長	下村 賢彦	○ 代理：副町長 鎌倉 仁	
24	土佐町	町長	和田 守也	○	
25	大川村	村長	和田 知士	○	
26	いの町	町長	池田 牧子	○	
27	仁淀川町	町長	片岡 信博	○	
28	中土佐町	町長	池田 洋光	○ 代理：副町長 平田 政人	
29	佐川町	町長	片岡 雄司	○	
30	越知町	町長	小田 保行	○	
31	梶原町	町長	高橋 基文	○	
32	日高村	村長	松岡 一宏	○	
33	津野町	町長	池田 三男	○ (オンライン) 代理：副町長 岡崎 光明	
34	四万十町	町長	山脇 光章	○ (オンライン)	
35	大月町	町長	岡田 順一	○ 代理：副町長 今宮 友和	
36	三原村	村長	武内 則男	○	
37	黒潮町	町長	大西 勝也	○ (オンライン)	
38	高知県消防長会会長	高知県消防局長	西川 宜孝	○	
39	高知県消防長会副会長	幡多西部消防組合消防長	桑原 一	○	
40	高知県消防長会副会長	中芸広域連合消防長	竹内 誠祥	○	
41	高知県	知事	濱田 省司	○	

○専門部会員等

(敬称略)

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
42	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	会場
43	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也	オンライン
44	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	オンライン
45	香美市消防本部	消防長	野口 正一	オンライン
46	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	オンライン
47	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	会場
48	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	オンライン
49	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	オンライン
50	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	オンライン

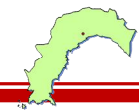
○オブザーバー

(敬称略)

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
51	総務省消防庁 消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
52	総務省消防庁 消防・救急課	広域化推進係長	岡元 大輔	オンライン

○事務局

通し番号	所属	職名	氏名
53	高知県危機管理部	部長	江渕 誠
54	高知県危機管理部	副部長(総括)	甫喜本 博貴
55	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
56	高知県危機管理部消防政策課	課長	小笠原 隆
57	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲
58	高知県危機管理部消防政策課消防広域化推進室	室長	藤本 直人
59	高知県危機管理部消防政策課消防広域化推進室	チーフ	三浦 雅仁
60	高知県総務部	副部長	片岡 隆
61	高知県総務部市町村振興課	課長	小笠原 一真
62	高知県総務部市町村振興課	課長補佐	松井 裕樹
63	高知県総務部市町村振興課	チーフ(行政担当)	笹岡 大裕
64	高知県総務部市町村振興課	チーフ(財政担当)	西森 匡志



1 実務協議会の目的

今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力の確保を図ることを目的として、県全域で常備消防組織の一元化を目指す「高知県消防広域化基本計画」（以下「基本計画」）に基づき、広域化後の円滑な運営について定める「高知県消防広域化実施計画」（以下「実施計画」）案を検討・策定する。

2 実務協議会の全体構成

（1）消防広域化に関する実務協議会（任意協議会）

基本計画を議論のベースとして、実施計画案の取りまとめのために必要な事項や、専門部会等での議論を踏まえた必要な事項について、協議及び検討を行う。

（2）専門部会（総務部会、財務部会、消防業務部会、通信・システム部会）

実施計画案に定める事項のうち、各専門分野に関することについて協議等を行う。

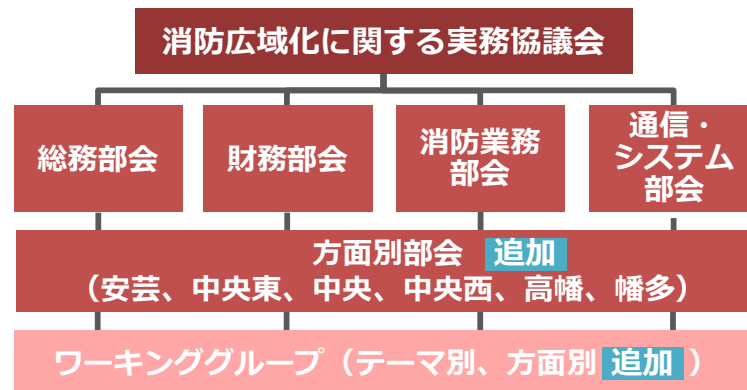
（3）方面別部会（安芸、中央東、中央、中央西、高幡、幡多）

実施計画案に定める事項について、方面別に協議を行う。

（4）ワーキンググループ（テーマ別、方面別）

専門部会での検討に当たり、実務レベルの事項について、
①テーマ別、②方面別に、協議等を行う。

＜任意協議会の全体構成イメージ＞



		主たる任務	
消防広域化に関する実務協議会		◇実施計画案の検討・策定 ◇各部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項の協議	
専門部会	総務部会	◇検討会全体の運営の総括に関すること ◇広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること	◇実施計画案全体の取りまとめに関すること ◇先行的共同事業に関すること 追加
	財務部会	◇広域連合の財務、施設及び装備に関すること	◇広域連合の分賦金の負担の基準に関すること
	消防業務部会	◇消防業務（消火、救急、救助及び予防）に関すること ◇市町村の防災に係る関係機関との連携の確保に関すること	
	通信・システム部会	◇消防指令システム及び消防救急デジタル無線の統合に関すること （これに伴う消防指令センターの整備に関することを含む。） ◇人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること	
方面別部会 追加		◇協議会、専門部会での検討に当たり、方面別で協議が必要な事項に関すること	
ワーキンググループ ※①テーマ別・②方面別に開催 追加		◇実施計画案に関すること ◇専門部会での検討に当たり実務的に協議が必要な事項に関すること	



3 各会議の構成員 ※代理出席可

(1) 消防広域化に関する実務協議会（3回程度開催）

委員	有識者（井田知也、小林恭一、永田尚三 ※敬称略）	オブザーバー	総務省消防庁 ※議題に応じて必要な方に参加を依頼
	34市町村長		
	高知県消防長会会長・2副会長		
	高知県知事		

(2) 専門部会（4回程度開催 ※合同開催等により実施）

		総務部会	財務部会	消防業務部会	通信・システム部会
構成員	市町村	34市町村の副市町村長		方面消防本部となる消防本部の所在市の副市長	
	消防本部	方面消防本部となる消防本部の消防長		15消防本部の消防長	
	県	危機管理部長			

※必要に応じてオブザーバー参加可能

(3) 方面別部会（随時開催） ※必要に応じて、市町村長に出席を依頼

区分	構成員	備考
市町村・消防本部	方面消防本部の管轄内の副市町村長・消防本部の消防長	※方面別に実施(安芸、中央東、中央、中央西、高幡、幡多) ※県の総合防災対策推進地域本部がロジ等を協力して実施
県	危機管理部副部長	

(4) ワーキンググループ（テーマ別・方面別）（随時開催）

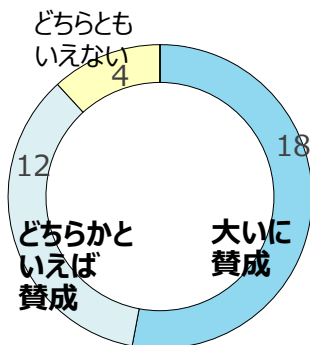
区分	構成員	備考
①テーマ別	市町村・消防本部 市町村・消防本部の担当課長等	※議題に応じて必要な方に参加を依頼
②方面別	市町村・消防本部 方面別の市町村・消防本部の担当課長等	※方面単位で議論が必要な項目について協議 ※県の総合防災対策推進地域本部がロジ等を協力して実施



I 統合の骨格

1 消防指令システムの全県共同整備・共同運用 (令和16年度から)

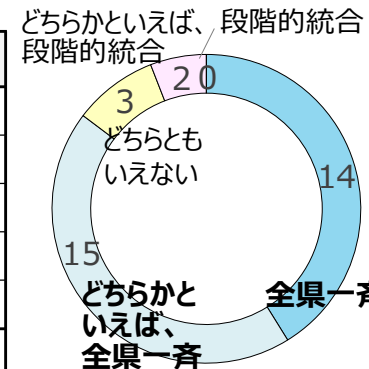
選択肢	市町村数	割合
① 大いに賛成	18	53%
② どちらかといえば賛成	12	35%
③ どちらともいえない	4	12%
④ どちらかといえば反対	0	0%
⑤ 大いに反対	0	0%
合計	34	100%



R8.1月実施

2-1 消防本部機能の統合

選択肢	市町村数	割合
① 全県一斉	14	41%
② どちらかといえば全県一斉	15	44%
③ どちらともいえない	3	9%
④ どちらかといえば段階的統合	2	6%
⑤ 段階的に統合	0	0%
合計	34	100%

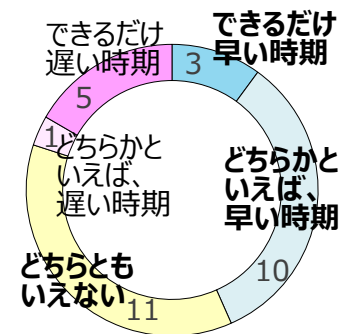


2-3 段階的統合のタイミング (遅い/早い時期)

- ・どちらかといえば早い時期：1
- ・どちらともいえない:4

2-2 全県一斉統合のタイミングについて

選択肢	市町村数	割合
① できるだけ早い時期	3	10%
② どちらかといえば、早い時期	10	33%
③ どちらともいえない	11	37%
④ どちらかといえば、遅い時期	1	3%
⑤ できるだけ遅い時期	5	17%
合計	30	100%

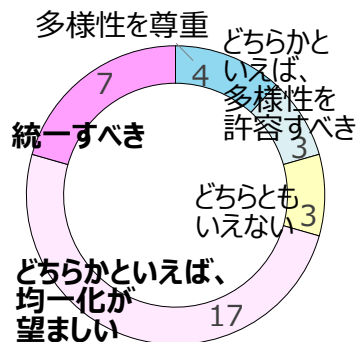




II 統合に向けての環境整備

3 多様性尊重の方針について（統合開始時における、現行消防本部間の給与や勤務条件、装備水準の格差解消）

選択肢	市町村数	割合
① 多様性を尊重すべき	4	12%
② どちらかといえば多様性を許容すべき	3	9%
③ どちらともいえない	3	9%
④ どちらかといえば均一化が望ましい	17	50%
⑤ 統一すべき	7	20%
合計	34	100%



R8.1月実施

4-2 職員の処遇等に伴う財政負担の変化（均一化を図る場合）

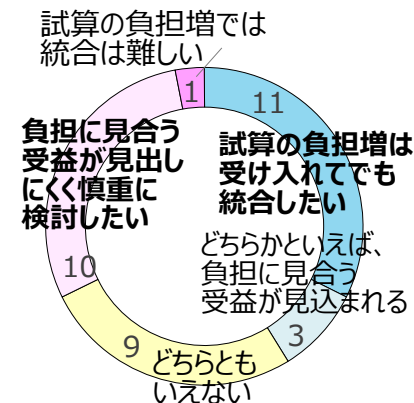
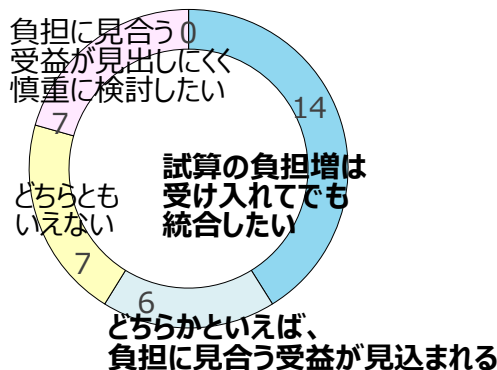
- ・三交替制勤務の導入
→財政負担：+6.7億円程度 / 年
増加人員：83人
- ・高知市の給与水準への再計算

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化は受け入れてでも統合したい	11	32%
② どちらかといえば、財政負担の変化に見合う程度の受益の変化が見込まれると判断し、統合する方向で検討したい	3	9%
③ どちらともいえない	9	27%
④ 財政負担に見合う受益の変化が見出しにくく、統合は慎重に検討したい	10	29%
⑤ 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、統合は難しい	1	3%
合計	34	100%

4-1 職員の処遇等に伴う財政負担の変化（必要最小限の均一化）

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化は受け入れてでも統合したい	14	41%
② どちらかといえば、財政負担の変化に見合う程度の受益の変化が見込まれると判断し、統合する方向で検討したい	6	17%
③ どちらともいえない	7	21%
④ 財政負担に見合う受益の変化が見出しにくく、統合は慎重に検討したい	7	21%
⑤ 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、統合は難しい	0	0%
合計	34	100%

- ・新規採用職員の給与水準を高知市並みへ引上げ
- ・初任給引上げに伴う若手職員間の給与逆転の調整
- ・既存職員は移行前の給料月額を下回らない号俸に格付け（直近上位）
→財政負担：0.8億円程度 / 年



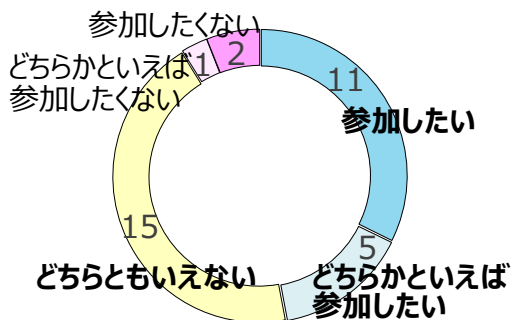


Ⅲ 機能別段階的統合の範囲

R8.1月実施

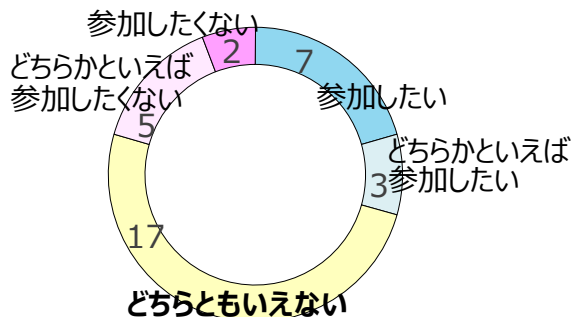
5-1 I 共同募集への参加について

選択肢	市町村数	割合
① 参加したい	11	32%
② どちらかといえば参加したい	5	15%
③ どちらともいえない	15	44%
④ どちらかといえば参加したくない	1	3%
⑤ 参加したくない	2	6%
合計	34	100%



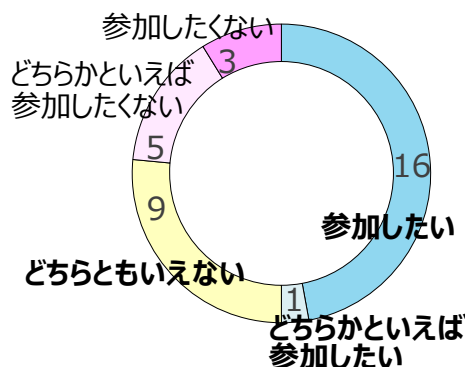
5-1 II 共同試験への参加について

選択肢	市町村数	割合
① 参加したい	7	20%
② どちらかといえば参加したい	3	9%
③ どちらともいえない	17	50%
④ どちらかといえば参加したくない	5	15%
⑤ 参加したくない	2	6%
合計	34	100%



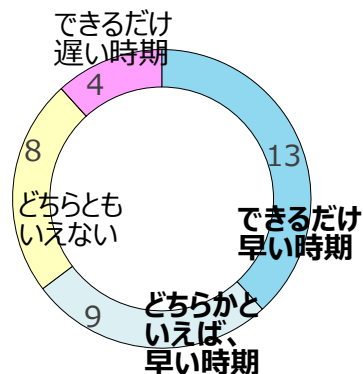
5-1 III 共同採用への参加について

選択肢	市町村数	割合
① 参加したい	16	47%
② どちらかといえば参加したい	1	3%
③ どちらともいえない	9	26%
④ どちらかといえば参加したくない	5	15%
⑤ 参加したくない	3	9%
合計	34	100%



5-2 人材確保事業の開始時期について

選択肢	市町村数	割合
① できるだけ早い時期	13	38%
② どちらかといえば、早い時期	9	27%
③ どちらともいえない	8	23%
④ どちらかといえば、遅い時期	0	0%
⑤ できるだけ遅い時期	4	12%
合計	34	100%





Ⅲ 機能別段階的統合の範囲 <5-3 共同実施すべきと考える事務>

事業
方面本部単位での現場指揮隊業務
車両購入や工事に係る事務、統計等の各種調査業務
車両、資機材の共同購入及び仕様の標準化
パワハラ防止、コンプライアンス強化
懲戒審査委員会及び非違行為に対する調査・審査事務
予防関係業務
消防団事務
特になし

<10市町村>

- ・現実に問題に直面している
- ・小規模な組織では人間関係が近く、身内を裁く審査事務は精神的負担が大きい。また、県内一律の基準で第三者的な視点による公平・構成な審査を行う体制を先行して構築してほしい。

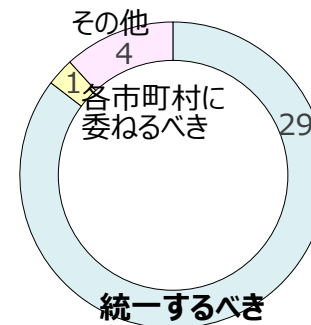
Ⅳ 法定協議会及び広域連合の設置に関する議決

R8.1月実施

6 議会での議決のタイミングについて

選択肢	市町村数	割合
① できる限り全市町村が統一する方向で臨むべき	29	85%
② できるだけ広い選択肢を設定した上で、各市町村に委ねるべき	1	3%
③ その他	4	12%
合計	33	100%

- ・全市町村で統一する方向で臨むべきだが、議会等の理解を得るためには、時期を統一することは困難ではないか。
- ・全市町村で統一すべきと考えるが、実施計画案や規約の内容が議会に諮れるかどうかの判断が必要
- ・本来であれば「法定協の設置」⇒「広域連合の設置」と段階を踏むべき。同時に議決を得ることについて、議会説明にあたり懸念がある。各課題及びその解決策を明確にしたうえで議会説明できるようにしていかなければならない。





移行の進め方と目標年次（消防本部の統合時期のパターン）

対応素案		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村意向調査（R8.1実施）を踏まえ、「県推奨案」をベースに検討してはどうか。 ➤ なお、意向調査を踏まえ、県推奨案から一部を調整するなど考えられる。 			
区分		県推奨案		一部を調整する案 要調整事項	
考え方		全市町村一斉の統合を図る （市町村意向調査の多数意見を踏まえる）		案1 ①一部方面本部の1次統合をR16まで先送り 「消防本部機能の統合（意向調査問2-1）」において、 <u>段階的統合を望む市町村を含む方面を先送り</u>	案2 ②一部市町村の1次統合をR16まで先送り 「全県一斉統合のタイミング（意向調査問2-2）」において、 <u>遅い時期を希望した市町村が複数ある方面の市町村を先送り</u>
概要	1次統合（指令以外）	時期 最速R11 〔実施計画案の検討過程で実務上の所要準備期間を精査して決定〕	参加市町村 全市町村	一斉統合を望む方面単位で統合 （段階的統合を望む方面を除いて統合）	遅い時期の統合を希望する市町村が方面内に複数ある場合、その市町村を除いて統合
	2次統合（指令）	R16	全市町村	同左	
先行的共同事業等		「令和10年度に設置する広域連合において、先行的共同事業として人材確保事業（共同採用）とコンプライアンス推進に取り組むこと」を、全市町村参加を呼びかける。			

<参考>
意向調査
(R8.1)

Q:全県一斉or段階的統合（問2-1） → A:**全県一斉 or どちらかといえば全県一斉が29市町村(85%)で多数**
 ※段階的統合は2町、どちらともいえないが3市町

Q:全県一斉統合のタイミング（問2-2） → A:**できるだけ早い時期 or どちらかといえば早い時期が13市町村(43%)で多数**
 ※できるだけ遅い時期 or どちらかといえば遅い時期が6市町、どちらともいえないが11市町村



【参考】一次統合（消防本部の統合）のメリット

➤ 管理部門の集約で生じた人員や資源を「職員の働きやすさを支える施策」「デジタル化の推進」「警防・救急・予防業務の効率化・高度化」へ振り向けることで、より安全・安心なサービスを住民に提供し、消防職員にとっても魅力ある環境づくりを実現できる。

住民

サービスの向上



安全・安心の向上

→ 専門知識を持った職員により、全県で統一したサービスを提供



利便性の向上

→ 手続きのオンライン化により、いつでも、どこでも申請ができ、利便性が向上



【現状】 県内の電子申請導入消防本部
7本部/15本部 (導入率46.7%(R7))

持続可能なサービス提供

→ 若者や女性にとって魅力的な職場となり、将来の消防の担い手を確保

【現状】 県内女性消防職員数 22人 (1.8%) (R7)
(全国平均: 3.8%(R7))

一次統合後の消防本部 「高知広域消防局（仮称）」



① 予防・警防・救急業務の効率化・高度化

・ 広域連合本部や方面消防本部への業務の集約による、業務の効率化・専門性の向上
※ 現場対応や住民への窓口機能、市町村防災・国民保護部局との連絡調整は消防署所に存置

② デジタル化推進室（仮称）の設置

・ 消防DXの推進、電子申請等の導入による組織の業務効率化と住民の利便性向上



③ コンプライアンス推進室（仮称）の設置

・ パワハラや不祥事を防止する取組の強化による、消防職員が安心して働ける環境づくり



消防職員

仕事の魅力向上



専門性の向上

→ 予防事務等、専門性の高い職員を広域連合本部や方面消防本部に配置し、困難事案への対応のノウハウを維持・強化



業務効率化

→ 全県で統一のシステム導入等により、各種手続きの負担を軽減

【現状】 行財政システムや消防関係システムの導入状況は消防本部によって差がある

働きやすい職場づくり

→ 応募者の増加、職員の離職防止、定着促進

【現状】 全国で消防職員の9.7%がハラスメントを受けた経験あり (R7消防庁調査)

一次統合後（消防本部の統合後）の職員配置イメージ

統合前

★ポイント
消防本部の管理機能を
集約

15消防本部

R8 : 146名

消防長・次長
24名

総務
53名

警防・救急・予防
69名

40消防署所

R8 : 1,097名

署長・総務等 84名
消防隊等 936名
派遣等 77名

一次統合後

★ポイント
管理機能を効率化することにより、**新たな機能を付加**するとともに、**現場力の強化**を図る

消防本部機能を集約

広域連合本部

34名+市町村・県派遣7名

消防長・次長
3名

総務
13名

②デジタル化推進室（仮称）
③コンプライアンス推進室（仮称）
の設置

警防・救急・予防
18名

・各種計画等の**企画立案**
・大規模・困難事案への**対応**
・車両等の購入、修繕事務の集約等

40消防署所の消防隊等の体制を維持 +18名配置増

市町村や署所との連携強化

6方面消防本部

94名

本部長
6名

総務
37名

・「方面消防本部管理運営協議会」の
運営による**市町村長との意思疎通**
・**広域連合本部・署所間の連絡調整、
消防署所の支援**等

警防・救急・予防
51名

事業者への**許認可の
決定等、高度な事案
への対応**
・土地開発同意
・違反是正等

住民の窓口機能を確保

40消防署所

現状+18名

副署長等
現状▲3名

総務
現状+9名

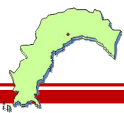
・**消防団事務**
・庶務

警防・救急・予防
現状+12名

住民への**窓口機能**
・届出受理 ・立入検査等

40消防署所 1,097名

署長・総務等 84名
消防隊等 936名
派遣等 77名



広域連合及び法定協議会の規約に関する主なスケジュール（案）

<広域連合の設置>

地方自治法第284条（逐条解説より）：広域連合の設置に当たっては、議会の議決を経て規約を定め、総務大臣の許可を得る。

<法定協議会の設置>

地方自治法第252条の2の2（逐条解説より）：法定協議会の設置に当たっては、議会の議決を経て規約を定め、その旨及び規約を告示するとともに、総務大臣に届け出る。

時期	広域連合及び法定協議会の規約に関する主なスケジュール（予定）
令和8年5～8月頃	第1回協議会で規約案骨子を提示、専門部会等で規約案を議論 →意向調査を実施 →第2回協議会
令和8年9～10月頃	広域連合(統合時期、先行的共同事業等)及び法定協議会設置に関する意向調査を再度実施 ※規約案等を踏まえた再回答を依頼する予定。
令和8年11月頃	専門部会等で調整した最終の規約案の提示
令和8年12月頃	実施計画案作成（1月とりまとめ）、規約案の決定 ※消防指令システム・デジタル無線の共同整備事業や先行的共同事業（共同採用）等を行うこととして、各事業への参加市町村及び参加時期を明記 ※広域連合議会や執行機関の体制、事業の実施に係る費用の案分方法等についても記載
令和9年度6月まで	総務省への事前協議（広域連合設置（規約案））
令和9年度6月まで	広域連合・法定協議会の設置（規約案）の議決【全市町村及び県】 議決① → 総務大臣に許可申請・届出
令和10年度前半まで	広域連合規約の改正（処理する事務の変更※消防本部機能の統合）の議決【全市町村及び県】 議決③ → 総務大臣に許可申請 ※実施計画（令和9年度決定予定）の内容を踏まえ、各消防本部の本部機能の統合時期を明記 【参考：規約の変更に関する規定（地方自治法第291条の3）】 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣（略）の許可を受けなければならない。

（別案）【広域連合の設置（規約案）の議決手順：議決③を議決①に一体化】

広域連合の設置時の規約に、議決③の内容による改正も併せて規定しておくことを検討してはどうか。



対応素案

以下の骨子としてはどうか。

【県推奨案】広域連合規約の骨子案について

規約の主な項目	R10広域連合設置時（案）	議決① R9年度6月まで	消防本部の一次統合以降（案）	議決③ R10年度前半まで
広域連合の名称	高知県消防広域連合（消防本部名：高知広域消防局）			
構成団体	全市町村及び県			
処理する事務	1 指令システム・デジタル無線共同整備事業 <全市町村> 2 先行的共同事業 ① 既存事業（消防総合支援事業等） <全市町村及び県> ② 人材確保 <希望市町村> ③ コンプライアンス推進室の設置 <希望市町村>		1 市町村の消防事務 （消防団及び消防水利に関する事務を除く） 2 県の消防事務のうち、航空消防隊（消防防災航空センター）及び消防学校に関する事務 ※全消防本部の統合後	
事務所の位置	総合あんしんセンター（高知市）内への設置を基本に検討・調整 ※消防指令センターの位置も同様に検討・調整			
議会の組織、議員の選挙の方法等	<ul style="list-style-type: none"> 定数：14人（市町村議会議員：1方面あたり2人×6方面、県議会議員：2人） 選挙の方法：選出区分（方面）内の市町村の協議に基づき、別に定めるところにより市町村の議員の中から選出 任期：構成団体の議会の議員の任期 			
執行機関の組織	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合長及び副広域連合長1名を置く 広域連合長は、市町村長及び知事による選挙により、市町村長のうちから選任 副広域連合長は、広域連合長が構成団体の長のうちから任命 			
協議・審議機関	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合管理者会議 広域連合の運営に当たって重要事項に関する協議を行う。 構成：広域連合長及び副広域連合長を含め、各方面の管内市町村長6名（1人×6方面）及び知事の計7名で構成 			<ul style="list-style-type: none"> 方面消防本部管理運営協議会（方面毎に設置） 各方面管内の消防行政に関する協議を行う。 構成：各方面管内の市町村長
経費の支弁の方法	<ul style="list-style-type: none"> 経費の区分及び参加市町村に応じた負担割合 ※「8-1分賦金算定」のとおり 上記の規定による案分が適当でない経費については、関係市町村の協議により負担方法を規定 			
附則 ※要検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 施行日：令和10年4月1日 		<ul style="list-style-type: none"> 施行日（規約改正後）：令和11年4月1日 	
	※令和11年度以降に広域連合で処理する事務についても、あらかじめ設置時の規約（附則）に規約の一部改正規定を盛り込んだ上で、法定協議会において決定する実施計画との整合を図る必要が生じた場合には、広域連合長及び構成団体の長において、必要な規約改正のための法制上の措置を講じる旨を規定しておくことを検討してはどうか。 ※この場合、規約改正の施行日については、別に広域連合長が定める旨を規定しておいてはどうか。			

対応素案

以下の骨子としてはどうか。

法定協議会の担任する事務

- ・実務協議会において令和8年度に作成する実施計画案を基礎として、実施計画を決定する。

規約の骨子案

規約の主な項目	内容（案）
協議会の名称	高知県消防広域化実施計画協議会
協議会を設ける団体	全市町村、関係一部事務組合・広域連合及び県
協議会の事務所	高知市内
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は、<u>市町村長(34名)、消防本部を設置する市町村、一部事務組合及び広域連合の議会の議長(15名)、高知県消防長会会長、高知県知事、高知県議会議長</u>とする。（合計52名） ・会長は、市町村長及び高知県知事が協議により、市町村長のうちから選任する。
会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。 ・議決要件：<u>原則として全会一致</u>をもって決することとする。 ただし、意見が分かれた場合は、<u>会長が必要と認めたときは、再議</u>に付することができることとし、<u>出席委員の3分の2以上の同意</u>をもって決する。 これによりがたい場合は、<u>会長が理事会に諮り</u>、表決方法を定めた上で、議事を進める。 ※奈良県消防広域化協議会会議運営規程の例を参考
理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の会議の運営その他協議会の事務の能率的な処理を図るため、協議会に理事会を置く。 ・構成員：<u>各方面消防本部管内の市町村長を代表する者（6名）及び高知県知事</u>をもって組織する。
経費の支弁の方法	市町村（基準財政需要額割） ※県職員分の人件費は県負担 ※特別交付税措置あり

施行日等
【案】

- ・令和9年●月●日施行（市町村及び県の議会の6月定例会終了後）。
同日において全団体の議会の議決が行われていないときは、同日までに議決した団体をもって法定協議会を設置し、未議決団体に対して期限を付して議決を行うよう働きかけた上で、実施計画の決定を図る。
- ・ただし、同日において、上記期限の到来時において議会の議決が行われた市町村の人口合計が県人口の4分の3に達する見通しが得られない場合にあっては、法定協議会において実施計画案及び広域連合規約改正案を見直しの上、改めて未議決団体に対し法定協議会への参加を呼びかけることを検討する。

【協議会規約の規定事項（地方自治法第252条の4）】 ① 名称、② 設置団体、③ 事務又は協議会の作成する計画の項目、④ 組織並びに会長及び委員の選任の方法 ⑤ 経費の支弁の方法
【その他、規約へ記載する主な事項】 ・会議の招集 ・会議の運営 ・幹事会等の設置 等



高知県消防広域化に関する実務協議会での協議・意見交換事項

高知県消防広域化実施計画案の作成に向けた協議・意見交換を行う事項は以下のとおり。

…第1回実務協議会での協議・意見交換事項

太字 …特に優先的に議論するもの
(財政負担に関わるものは赤字)

部会	主たる任務 ※基本計画第5章	協議・意見交換事項 ※実施計画の記載項目	部会	主たる任務 ※基本計画第5章	協議・意見交換事項 ※実施計画の記載項目													
総務	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-1 広域化の方式	財務	5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項	5-1 予算・契約等													
		1-2 共同処理事務				6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-1 財産の取扱い 6-2 債務の取扱い											
		1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）						7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	7-1 消防力整備計画 7-2 貸与物品等 7-3 補助金・交付金等									
		1-4 広域連合・消防本部・署の名称								8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項	8-1 分賦金算定							
		1-5 広域連合・消防本部の位置										9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項	9-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌 ※2-1再掲					
		1-6 執行機関の構成												10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項	10-1 消防団 10-2 消防水利			
		1-7 議決機関														11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	11-1 消防団との連携 11-2 防災部局との連携 11-3 消防協力団体との連携	
		1-8 監査委員																12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項
		1-9 公平委員会	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-1 消防指令システム 13-2 消防救急デジタル無線														
		1-10 協議・審議機関			14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項	14-1 電算システム 14-2 デジタル技術活用												
		1-11 署所配置					2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	2-2 消防本部の権限、決裁等										
		1-12 消防署の管轄区域							2-3 職員定数	2-4 職員配置								
		1-13 方面消防本部の管轄区域									3-1 任用、人事等							
		1-14 実施計画案（先行的共同事業含む）										3-3 採用・配置	4-1 勤務形態及び勤務時間					
		1-15 法定協議会規約案												4-2 給料等	4-3 諸手当、福利厚生等			
		1-16 広域連合規約案														4-4 教育訓練・研修等	4-5 給与	
		1-17 条例・各種規程の整備																3-4 給与
2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	4-6 退職金	4-7 退職金																
3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項			4-8 退職金	4-9 退職金														
4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項					4-10 退職金	4-11 退職金												

基本計画
(R8.2時点)

人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

先行的共同事業における主な論点（案）

(1) 先行的共同事業の範囲 別紙1

<考え方> 基本計画を踏まえ、**令和10年4月1日に広域連合を設置した上で、以下の事業を実施することとしてはどうか。**

1 指令システム・デジタル無線共同整備事業（調査・設計、整備、運営） **全市町村で実施**

2-①既存事業（高知家の救急医療電話（#7119）、消防総合支援事業（消防団等に関する広報等））
市町村及び県が費用負担して共同で実施している事業 **全市町村で実施**

2-②新たな事業

ア 人材確保事業（共同採用）

別紙2

イ コンプライアンス推進室の設置

別紙3

} 令和8年度中に行う市町村の意向調査の結果等を踏まえ、希望市町村で実施

(2) 希望市町村で実施する事業への参加団体の範囲

<考え方> ①**令和8年5～6月頃に、市町村への意向調査を行い、②その結果をもとに、令和8年8月の第2回実務協議会で提示する実施計画素案に、参加市町村及び参加開始時期を記載した上で、③実施計画案（令和9年1月作成予定）に定めることとしてはどうか。**

(3) 先行的共同事業の実施に係る費用の案分方法

<考え方> 以下の案分方法としてはどうか。

事業	負担者	案分方法
1 指令システム・デジタル無線共同整備事業	市町村	基本計画の分賦金負担ルールと同様 ※広域化に対する国の財政措置を活用 (共通部分：基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%、共通部分以外：自賄い)
2-① 既存事業	市町村、 県	これまでの負担割合と同様 (県1/2、市町村1/2 (均等割10%、基準財政需要額割45%、救急出動件数割45%))
2-②-ア 人材確保	市町村	共同採用により採用した職員に係る人件費（退職手当負担金相当額を含む。）及び採用活動に要した経費を、配属署所の管轄市町村で配属人員数に応じ負担 (複数市町村にまたがる場合、基本計画の分賦金負担ルールと同様（基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%）に案分)
2-②-イ コンプライアンス推進室の設置	市町村	基本計画の分賦金負担ルールと同様 （基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%） ただし、ハラスメント事案に関する第三者調査委員会の設置に係る弁護士費用等の特別に要する費用は、事案関係市町村が実費を負担

別紙1 指令システム・デジタル無線共同整備事業及び先行的共同事業の概要

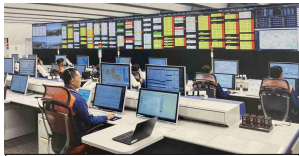
対応素案

- 令和10年4月に広域連合を設置し、消防指令システム・デジタル無線の再整備事業や先行的共同事業を実施する。
- 先行的共同事業は、市町村意向調査の結果を踏まえて、人材確保など共同化の効果が期待される事業を実施してはどうか。

1 指令システム・デジタル無線共同整備事業

<市町村意向調査 (R8.1)>
消防指令システムの全県共同整備・共同運用について、大いに賛成・どちらかといえば賛成が30市町村(88%)

令和16年度からの共同運用に向けて、消防指令システム及びデジタル無線の調査・設計、整備を行う。

令和10年度	調査・計画 仕様・体制等の検討	統合した場合の指揮命令システムや部隊運用を含む運用等の検討に時間を要する
令和11年度 ～ 令和12年度	設計 令和11年度：基本設計 令和12年度：実施設計	
令和13年度 ～ 令和15年度	整備 令和13年度～令和14年度：整備、運用準備 令和15年度：整備完了	
令和16年度	運用開始	 大分市消防局 「おおいた消防指令センター」

2 先行的共同事業

(1) 既存事業 (全市町村で実施)

① 消防総合支援事業 (県事業)

- ・ 救急医療電話 (#7119)
- ・ 消防・消防団活動の広報事業 (高知家消防ネット等)



(2) 新たな事業 (希望市町村)

① 人材確保の共同化

⇒ 別紙2 参照

市町村意向調査の結果を踏まえて、共同採用を実施してはどうか。

<市町村意向調査 (R8.1)>
共同採用への参加について、参加したい・どちらかといえば参加したいが17市町村(50%)で最多

② コンプライアンス推進室の設置

⇒ 別紙3 参照

市町村意向調査において、10市町村からパワハラ防止や調査・審査が必要との意見があったことを踏まえて、コンプライアンス推進室を設置してはどうか。

別紙2 人材確保事業（先行的共同事業）の概要

対応素案

▶ 人材確保事業については、令和10年度(R11年度新規採用者を対象)から、職員の共同採用を実施してはどうか。

共同採用のイメージ概要

共同募集 (R10~)

◆職員募集事業を共同実施

例：職業紹介パンフレット等の
広報素材の作成、
県内外での就職説明会への出展、
消防署見学説明会等の実施 等

◆試験区分は2種類

①全県枠：全県での異動がありうる

職員の希望を踏まえて
配属先を調整

②地域枠：方面本部内異動が基本

<地域枠の対象地域> 安芸、高幡、幡多方面
(イメージ)

◆応募者は、申込時に

志望する配属先を
第3希望まで記載

(希望数等は要検討)

採用試験申込書

■経歴

■試験区分(採用枠)
全県枠
地域枠(γ方面)

■志望する消防本部等
・第1志望:
・第2志望:
・第3志望:
・.....

共同試験 (R10~)

◆試験区分別に試験を実施

<合格者の配属先の調整イメージ>

[募集人数]

		全県枠	地域枠
α方面	A本部	4人	/
	B本部	2人	
β方面	C本部	2人	/
	D本部	1人	
γ方面	E本部	1人	2人
合計		10人	2人



[合格者の志望先と配属先]

○全県枠

成績順	第1志望	第2志望	第3志望	配属先
1	A本部	B本部	C本部	A本部 (1位)
2	どこでも			C本部 (1位)
3	α方面	β方面		A本部 (2位)
4	B本部	C本部	D本部	B本部 (1位)
5	どこでも			E本部 (1位)
6	A本部			A本部 (3位)
7	A本部	D本部		A本部 (4位)
8	A本部	D本部	C本部	D本部 (1位)
9	α方面	B本部	D本部	B本部 (2位)
10	どこでも			C本部 (2位)

○地域枠 (γ方面)

成績順	配属先
1	γ方面
2	γ方面



1位の受験者

<現行>

- ・A,B,Cの3本部を受験して
全て合格、A本部に配属
- ・B,Cの2本部の採用を辞退
→再募集

<共同化後>

- ・A本部に配属
- ・B,Cの2本部の採用辞退なし
→B,Cの2本部の負担軽減

[メリット]

・スケールメリットを生かした多様な人材へのアプローチにより、応募者数の増が期待できる

※他県でも採用事務の共同化の事例があり

(奈良県・市町村土木職員採用、沖縄県離島町村職員採用 等)

⇒広報の充実や応募者増加の共同実施の効果を実感(聞き取り)

・募集・試験・採用の一元化による、応募者や消防本部の負担が軽減

<応募者> 複数の消防本部での受験(併願)が不要

<消防本部> 志望に応じて配属先を調整することで、採用辞退や再募集が減少

[メリット]

・新規採用職員の処遇統一(例:給与は高知市並み)
による魅力向上

・現状、応募者が少なく採用が難しい消防本部も
職員の確保につながる

・「地域枠」では地域に根ざした人材確保が可能

別紙3 先行的共同事業（コンプライアンス推進室の設置）の概要

対応素案

➤ 消防職員にとってより働きやすく、魅力ある職場づくりのため、広域連合に「コンプライアンス推進室」を設置してはどうか。

ハラスメントに関する現状

○職場でハラスメントを受けたことがある：9.7%

＜ハラスメントの種別（複数回答可）＞

パワー・ハラスメント	76.8%
セクシュアル・ハラスメント	7.3%
妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	5.8%
その他（カスタマー・ハラスメント以外） （モラル・ハラスメント等）	10.1%



【参考：市町村意向調査（R8.1）】

Q 人材確保事業以外に先行して共同実施すべきと考える事務

⇒10市町村から、
コンプライアンス強化やパワーハラスメント防止、調査・
審査に向けた取り組みを望む意見

＜出典＞ハラスメント対策に関する調査（消防吏員向け）結果概要（R7）（総務省消防庁）

各消防本部でのハラスメント対策の取組の課題

- 個別の消防本部（特に小規模消防本部）では、職員間の人間関係が狭くて近いことから、被害の相談をしづらい
- 組織が小規模で人的・時間的余裕がないため、現状では研修やアンケート調査等の実施が不十分

広域連合に「コンプライアンス推進室」を設置し、一括してハラスメント対策を実施

コンプライアンス推進室の取組内容（イメージ）

◆ハラスメント相談窓口の設置

- ・広域連合に相談員を置き、年齢・職位に応じて、電話やメール等でも気軽に通報・相談できる体制を整備。
…現状の消防本部外に相談員を置くことを検討
- ・必要に応じて、第三者調査委員会を設置し、中立・公正で客観的に調査・対応。
…弁護士等への委託を検討 ※費用は、事案関係市町村が実費を負担

◆階級別の研修の実施

階級や職位に応じて、基礎知識や事例検討等のハラスメント研修を開催。
…県内で一括して研修を実施することで、事務負担を軽減することができる。

◆職員アンケートの実施や目安箱の設置

集計結果を公表し、職員間で認識の共有を図るとともに、対応の改善につなげる。

消防職員が安心して働ける環境づくり

- ・全職員にとって安心感のある職場となり、将来の消防の担い手確保へ
- ・消防職員にとっては職場の悩みが減り、離職予防や定職促進へ



基本計画
(R8.2時点)

広域連合発足時(令和10年度～)は、実施計画に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始するために必要な人員を広域連合本部に配置することとし、人員数等については、実施計画策定過程において検討します。

全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能(通信指令業務を除く。)を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。
二次統合時(令和16年度～)は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

職員配置に関する主な論点(案)

(1) 職員配置については、基本計画時と同様に、以下の考え方に基づき決定してはどうか。※詳細な役割分担は部会等で議論

① 法定協議会設置時(令和9年度)

- ・法定協議会を運営するための要員を配置
- ・広域連合の設置準備(規約改正、行財政システム整備等)のための要員を配置

② 広域連合設置時(令和10年度)

- ・消防指令システム・消防救急デジタル無線の整備事業及び先行的共同事業を実施するための要員を配置
- ・消防本部機能の統合に向けた準備のための要員を配置

③ 全県での一次統合時(令和11年度～)

- ・現行の消防本部(146人)の管理要員、総務部門等の要員数の減少と警防・救急・予防要員の再配置等を見込む
- ・広域連合本部(34人)と新設する方面消防本部(94人)に要員を再配置し、消防署所の現場力強化にも充てる(18人)

④ 二次統合時(令和16年度～)

- ・指令業務の統合により、旧消防本部の指令要員数の減少と、新たに設置する指令センターの要員数の増加を見込む
- ・署所で生じると見込まれる余力(53人役程度)については、現場力の向上に充てると想定

職員配置<基本計画時からの主な変更点>

(単位:人)

		基本計画 (R7)	実施計画案 (R8)	変更点
①R9 ②R10		-	20	R9:法定協事務局 R10:広域連合事務局
③ R11	本部	41	41	・基本計画時と同様の考え方で配置 ・R7⇒R8増分38人のうち、管理・総務部門等の増員9名分は、方面消防本部に配置 残り29名は署所に配置
	方面	85	94	
	署所	1,086	1,115	
	合計	1,212	1,250	
④ R16	本部	88	88	
	方面	92	101	
	署所	1,032	1,061	
	合計	1,212	1,250	

※県職員5名(R9～)、市町村職員2名(R11～)含む

(2) 上記の考え方に基づく職員配置に関するシミュレーション 別紙4

職員配置シミュレーション
現行15消防本部別内訳

- ・基本計画時（R7）から、38人増
- ・38人のうち、管理・総務部門等の増9名分は方面消防本部に配置、29名は署所に配置

単位：人

消防本部	現行		全県での一次統合時				二次統合時				【参考】 指令統合 で生まれ る人役
	実員 (A)		実員 (B)		増減 (旧本部単位) (B-A)	増減 (方面単位)	実員 (C)		増減 (旧本部単位) (C-B)	増減 (方面単位)	
	R7	R8	R7	R8	R8	R8	R7	R8	R8	R8	
広域連合本部			41	→ 41	41	41	88	→ 88	47	47	
中央			37	→ 37	37	▲ 19	44	→ 44	7	▲ 29	7.0
高知市消防局	392	→ 405	336	→ 349	▲ 56		300	→ 313	▲ 36		
安芸			9	→ 9	9	0	9	→ 9	0	▲ 3	
安芸市	38	→ 39	35	→ 36	▲ 3		34	→ 35	▲ 1		1.5
室戸市	48	→ 46	46	→ 43	▲ 3		45	→ 42	▲ 1		3.0
中芸	37	→ 39	33	→ 36	▲ 3		32	→ 35	▲ 1		1.4
中央東			11	→ 14	14	▲ 6	11	→ 14	0	▲ 5	
南国市	66	→ 68	61	→ 61	▲ 7		59	→ 59	▲ 2		5.4
香南市	50	→ 51	44	→ 46	▲ 5		43	→ 45	▲ 1		2.6
香美市	58	→ 62	51	→ 56	▲ 6		50	→ 55	▲ 1		4.6
嶺北	37	→ 38	36	→ 36	▲ 2		35	→ 35	▲ 1		1.6
中央西			9	→ 9	9	0	9	→ 9	0	▲ 3	
土佐市	49	→ 49	46	→ 47	▲ 2		45	→ 46	▲ 1		1.6
高吾北	48	→ 50	46	→ 48	▲ 2		45	→ 47	▲ 1		1.9
仁淀	58	→ 61	54	→ 56	▲ 5		53	→ 55	▲ 1		5.1
高幡			9	→ 13	13	▲ 3	9	→ 13	0	▲ 3	
高幡	144	→ 151	132	→ 135	▲ 16		129	→ 132	▲ 3		6.3
幡多			10	→ 12	12	▲ 6	10	→ 12	0	▲ 4	
幡多中央	80	→ 80	73	→ 72	▲ 8		71	→ 70	▲ 2		5.2
幡多西部	63	→ 67	59	→ 59	▲ 8		58	→ 58	▲ 1		4.2
土佐清水市	37	→ 37	34	→ 35	▲ 2		33	→ 34	▲ 1		1.1
総計	1,205	→ 1,243	1,212	→ 1,250	※ 7	※ 7	1,212	→ 1,250	0	0	52.5

職員の処遇の均一化に関する主な論点

基本計画
(R8.2時点)

職員の処遇等については、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システムの共同化等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討します。

職員の処遇の均一化に関する主な論点 (案)

(1) 均一化の調整をどのように行うか

<考え方> ①多様性尊重として、市町村消防の原則に鑑み、処遇均一化は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重。
②その後、さらなる均一化を検討する。

<市町村の意向> 意向調査において、職員の処遇について、「統一すべき」又は「どちらかといえば均一化する方向が望ましい」とする市町村が多数(24市町村)であった。

<必要最小限の均一化の方法> ①広域連合の給料表等は、高知市消防職に準拠
②既存職員は移行前の給料月額を下回らない号俸(同額又は直近上位)に格付け
③新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額を調整
④その他、昇給日の統一による給料月額の調整等 を実施

<財政負担> **+0.8億円程度/年** ※うち0.1億円程度(新規採用職員の初任給の統一)は累増
※給料に連動しない手当除く(期末勤勉手当、時間外手当、退職手当を試算に含む)

(2) 処遇の均一化の所要額及び財源の分担についてどう考えるか

<考え方> 原則どおり勤務する署所の関係市町村で負担すべきか。組織統一の所要経費として、全市町村で分担すべきか。

(3) どの時点からの適用を想定するか

<考え方> 「必要最小限」を超える均一化については、消防指令システム等の入札により節減効果が概ね判明する令和13年度を目処に検討、実行することとしてはどうか。(具体的な手法のあり方については、消防本部統合の先行例や、各消防本部における中途採用者の給料格付け基準等を参考に、当面、専門部会で検討してはどうか。)

基本計画
(R8.2時点)

三交替制勤務の導入に際しては、必要人員の増加や、それに伴う多額の財源確保が必要となります。このため、今次の消防広域化に際しては、当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請します。

勤務形態（三交替制勤務の導入）に関する主な論点（案）

(1) 勤務形態の統一（三交替制勤務の導入）をどのように行うか

＜考え方＞市町村意向調査において、勤務条件等の格差解消について、「統一すべき」又は「どちらかといえば均一化する方向が望ましい」とする市町村が多数（24市町村）であったことから、三交替制の導入について検討が必要。

① 三交替制勤務導入に必要な追加人員の試算（右表）

＜考え方＞現在の最低人員等を踏まえて、交替制の消防本部が三交替制を導入した場合の人員を試算 ※調査基準日:R8.4.1時点で更新

＜必要な増加人員＞**全県83人**（10消防本部） ※参考:R7.4.1調査時点は104人

② 三交替制勤務導入の所要額及び財源の分担についてどう考えるか

＜考え方＞原則どおり新たに三交替制に変更した消防本部の関係市町村で負担すべきか、組織統一の所要経費として、全市町村で負担すべきか。

＜財政負担＞**所要（追加）+6.7億円程度/年**

※所要額は8,130千円(退手・共済含む)/人として試算（R6決算額調査から試算）

③ どの時点からの適用を想定するか

＜考え方＞消防指令システム等の入札により節減効果が概ね判明する令和13年度以降に検討、実行することとしてはどうか。

＜参考＞

- 2交替制：職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定期間で週休日を取る制度
- 3交替制：職員が3部に分かれ、当番・非番・週休又は日勤を組み合わせて勤務

＜交替制の状況と必要な追加人員＞

消防本部	勤務体制	実員数(R8)	増加人員
高知市	3交替制	405	/
南国市		68	
土佐清水市		37	
香南市		51	
香美市		62	
室戸市	2交替制	46	9
安芸市		39	7
土佐市		49	5
高吾北		50	5
高幡 ※中土佐除く		151	14
仁淀		61	10
幡多中央		80	9
幡多西部		67	13
嶺北		38	6
中芸		39	5
合計		1,243	83



消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備に関する主な論点

基本計画
(R8.2時点)

新たな消防指令システム及びデジタル無線、消防指令センターについては、高知市及び土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる令和15年度末の完成を目途に整備します。

新たに整備されるまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、令和15年度末までに更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行います。

消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備に関する主な論点（案）

（1）指令業務の統合に向けた移行計画（R15までに更新を迎える際の対応を含む）やシステムの仕様については、ワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。

＜主なスケジュール（案）＞

R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
実施計画策定 ・現状整理 ・運用体制・仕様の検討 ・費用負担のルール協議 ・規程類の検討		システム仕様 等の整理 (基本構想)	基本設計	実施設計	入札（仮契約・本契約）→整備→研修			運用開始
予算が必要								

（2）消防指令システム及びデジタル共同無線の整備・運用によるコスト節減効果に関する暫定的試算 別紙5-1、5-2

＜考え方＞

基本計画時の試算を更新し、現行の消防指令システムを現行13消防本部単独で再整備した場合の試算について、県独自試算から事業者(現行システムの各ベンダー)の試算に置き換えて再度試算。

＜節減効果額＞

消防指令システム及びデジタル無線の共同整備及び運用に係る節減効果

基本計画時 (合計) 46.4億円 ⇒ **今回試算 (合計) 64.3億円** ※基本計画時から節減効果が増加 (**17.9億円増**)

別紙5-1 コスト節減効果に関する暫定的試算

<暫定的試算> 現行のシステム・無線を個別に再整備した場合と、新たなシステム・無線を県一で共同整備した場合を試算

<主な前提条件> ※基本・実施設計費（整備費×3%）は除く

指令 ○各消防本部が個別整備した場合の試算額については、システム未導入の2消防本部は今後も整備しないものとし、その他は、現行の整備事業者から現行システムの機能を反映した場合の見積の提供を受け、定価ベースで試算。

○10年間の費用総額（表②及び④）は、整備費に、10年間の維持管理費（整備費×6%×10年）、中間更新費（整備費×40%）を合算。

無線 ○整備費については、移動局無線装置（車載型、携帯型等）など現行の数量を反映させて、現在の定価ベースで試算。※数量は各消防本部に照会

○10年間の費用総額（表②及び④）は、整備費に、10年間の維持管理費（整備費用×1%×10年）を合算。

共通 ○国の財政措置を反映した実質的な負担額（表③及び④）は、有利な起債を充当して試算。

・個別整備は、過去の整備実績を踏まえて過疎債（実質負担30%）又は防災対策事業債（実質負担77.5%）を充当

・共同整備は、緊急防災・減災事業債を充当（実質負担30%）

①整備費用の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B)-(A)
指令システム	46.8億円	36.6億円	△10.2億円
無線	104.2億円	89.8億円	△14.4億円
合計	151.0億円	126.4億円	△24.6億円

国の財政措置を活用



③整備費用の比較（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B)-(A)
指令システム	31.5億円	11.0億円	△20.5億円
無線	59.7億円	26.9億円	△32.8億円
合計	91.2億円	37.9億円	△53.3億円

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算 ※2 緊急防災・減災事業債充当で試算

②10年間の費用総額の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B)-(A)
指令システム	93.5億円	73.2億円	△20.3億円
無線	114.6億円	98.8億円	△15.8億円
合計	208.1億円	172.0億円	△36.1億円

国の財政措置を活用



④10年間の費用総額（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B)-(A)
指令システム	72.1億円	42.1億円	△30.0億円
無線	70.2億円	35.9億円	△34.3億円
合計	142.3億円	78.0億円	△64.3億円

24 ※基本計画時から節減効果が増加（△46.4億円→△64.3億円（17.9億円増））

別紙5-2 コスト節減効果に関する暫定的試算 (消防本部別)

【参考】試算の消防本部別内訳 ※試算の主な前提条件は前ページに記載

県試算から業者試算
(定価ベース)に変更

プラスは節減効果が拡大、
マイナスは節減効果が減少

(単位：千円)

■ 消防指令システムを個別に整備した場合の試算

消防本部名	構成市町村	【基本計画時の試算】 消防指令システム		【今回の試算】 消防指令システム		【参考】 今回と前回の試算の差	
		整備費	10年間の総額 (※1)	整備費	10年間の総額 (※1)	整備費	10年間の総額
高知市・土佐市	高知市・土佐市	1,610,730	3,221,460	2,200,000	4,400,000	589,270	1,178,540
室戸市	室戸市、東洋町	254,847	509,694	198,220	396,440	▲ 56,627	▲ 113,254
安芸市	安芸市、芸西村	287,198	574,396	281,637	563,274	▲ 5,561	▲ 11,122
南国市	南国市	377,741	755,482	598,114	1,196,228	220,373	440,746
土佐清水市	土佐清水市	82,833	165,666	198,220	396,440	115,387	230,774
香南市	香南市	131,960	263,920	176,000	352,000	44,040	88,080
香美市	香美市	80,968	161,936	234,000	468,000	153,032	306,064
高吾北	仁淀川町、佐川町、越知町	170,641	341,282	155,995	311,990	▲ 14,646	▲ 29,292
高幡	須崎市、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町	247,999	495,998	198,220	396,440	▲ 49,779	▲ 99,558
仁淀	いの町、日高村	105,982	211,964	89,375	178,750	▲ 16,607	▲ 33,214
幡多中央	四万十市、黒潮町	134,975	269,950	198,220	396,440	63,245	126,490
幡多西部	宿毛市、大月町、三原村	—	—	—	—	—	—
嶺北	本山町、大豊町、土佐町、大川村	—	—	—	—	—	—
中芸	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	47,062	94,124	148,500	297,000	101,438	202,876
合計		(A)3,532,936	(E)7,065,872	(I)4,676,501	(M)9,353,002	1,143,565	2,287,130
実質負担額 (起債充当) (※2)		(B)2,359,208	(F)5,422,653	(J)3,146,134	(N)7,210,486	786,926	1,787,833

■ 県内全域を共同で整備した場合の試算

高知県全域	(C)3,657,720	(G)7,315,440	(K)3,657,720	(O)7,315,440	—	—
実質負担額 (起債充当) (※3)	(D)1,097,316	(H)4,215,001	(L)1,097,316	(P)4,215,001	—	—

■ 節減効果額

節減効果額	(A-C)▲124,784	(E-F)▲249,568	(I-K)1,018,781	(M-O)2,037,562	1,143,565	2,287,130
実質負担額の節減効果額	(B-D)1,261,892	(F-H)1,207,652	(J-L)2,048,818	(N-P)2,995,485	786,926	1,787,833

(※1)整備費に維持管理費用、中間更新費用を加えた金額 (維持管理費用:整備費の6%/年、中間更新費用:40%(1回)で試算)

(※2)整備費に過疎債(実質負担30%)又は防災対策事業債(77.5%)を充当して試算

(※3)整備費に緊急減災・防災事業債(実質負担30%)を充当して試算

基本計画
(R8.2時点)

広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の数量自体の減少が見込まれるものであり、全県での一次統合時には新たな消防本部体制の下で必要な整備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示します。

車両装備等の整備水準の統一に関する主な論点（案）

（1）車両装備等の整備水準を以下の方針で統一した上で、中長期(統合後10年間)の整備計画を策定してはどうか。

- ①一次統合時(R11)において、庁舎の整備については、現行の計画（整備予定等）を引き継ぐ。
- ②一次統合時(R11)において、車両の整備については、出動件数の多い高知市と高知市以外で基準を分けることとし、高知市以外の基準を検討してはどうか。

別紙6

※車両整備の状況、更新基準の状況

（2）消防指令システムの共同化と併行して、消防力の整備指針に基づく消防力の目標値を設定してはどうか。

<考え方> 一次統合時（R11）の車両装備等の整備水準の目標値については現状維持とし、
部隊運用の検討が本格化する消防指令システムの設計時（R12を想定）から新たな目標値を検討することとしてはどうか。

（3）車両装備に関する暫定的シミュレーションの実施

<考え方> 広域化による効果を検討するため、上記（1）、（2）を踏まえて以下のパターンで試算。

- ①現状の更新計画を継続
※現状の各消防本部の更新計画等の合計
- ②広域化後の更新計画の暫定的シミュレーション案
※更新計画を一定程度統一するなど広域化の効果を反映

<試算結果> 節減効果額（②-①） 実質負担ベースで▲2.9億円

別紙7



車両整備の状況 ※R8.2.1時点

▶ 各消防本部所有の車両(常備)のうち、整備指針上の車両は、189台、購入費は約64.0億円、維持費約0.5億円/年

※車両によっては、購入費を同車種の金額から推計しているものがある。また、寄贈等によるものも含んでいる。維持費は、R5,6の平均額。

▶ 上記以外で、各署所の実情に応じて整備している車両は、159台、購入費9.3億円、維持費0.4億円/年

▶ 車両の購入費は、装備により差がある。また、車両の更新基準は各消防本部で異なる。



消防本部	署所※1 (馬路分所を除く)			消防ポンプ 自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			指揮車			非常用 消防ポンプ自動車			非常用 救急自動車		
	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
高知市	8	8	100	16	16	100	3	2	67	2	1	50	11	11	100	4	4	100	1	1	100	10	10	100	5	5	100
室戸市	2	2	100	2	2	100	0	0	-	0	0	-	3	3	100	0	0	-	1	2	200	1	1	100	1	1	100
安芸市	1	1	100	2	2	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	1	0	0	1	1	100	1	1	100	1	1	100
南国市	2	2	100	3	3	100	1	0	0	1	1	100	4	3	75	1	1	100	1	1	100	2	2	100	1	1	100
土佐市	2	2	100	2	2	100	0	0	-	1	0	0	3	3	100	1	1	100	1	1	100	0	0	-	1	1	100
土佐清水市	1	1	100	3	3	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	1	1	100	1	1	100	0	0	-	1	1	100
香南市	1	1	100	2	2	100	1	0	0	0	1※2	-	2	2	100	1	1	100	1	1	100	1	1	100	1	1	100
香美市	2	2	100	3	3	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	1	1	100	1	1	100	0	0	-	1	1	100
高吾北	2	2	100	4	4	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	0	0	-	1	1	100	0	0	-	1	1	100
高幡	6	6	100	4	4	100	1	0	0	2	0	0	7	7	100	2	2	100	5	5	100	0	0	-	1	1	100
仁淀	3	3	100	4	4	100	1	0	0	1	1※2	100	3	3	100	1	1	100	1	1	100	0	0	-	1	1	100
幡多中央	3	3	100	4	4	100	1	0	0	0	0	-	3	3	100	1	1	100	2	3	150	1	1	100	3	3	100
幡多西部	3	3	100	3	3	100	1	0	0	2	1※2	50	3	3	100	1	1	100	3	3	100	0	0	-	3	3	100
嶺北	2	2	100	3	3	100	0	0	-	0	0	-	2	2	100	1	0	0	1	1	100	0	0	-	1	1	100
中芸	1	1	100	1	1	100	0	0	-	0	0	-	2	2	100	0	0	-	2	2	100	1	1	100	1	1	100
合計・充足率	39	39	100	56	56	100	13	2	15	9	5※2	56	51	50	98	16	14	88	23	25	109	17	17	100	23	23	100
購入費(総額)				21.1億円			3.9億円			1.1億円			12.9億円			14.7億円			1.0億円			3.5億円			5.7億円		
購入価格帯(R3~R7)				0.3~1.0億円			2億円			0.5億円※3			0.2~0.4億円			0.7~1.6億円			0.1~0.2億円			0.3億円※3			0.2億円※3		
更新基準(高知市)				16年			18年			20年			10年			18年			18年			-			-		
更新基準(高知市以外)				10~25年			-			20年			5~13年			18~25年			18~25年			-			-		

※1:消防力の整備指針上、消防用自動車等を配置し、これを常時運用するための消防職員を配置している施設が対象であり、中芸広域連合消防本部馬路分所を除く。

※2:化学消防車に代えて配置する泡放出装置を備えた消防ポンプ自動車の台数=3台

※3:5年以内の購入がないため直近の例

一定程度、更新基準を統一してはどうか

別紙7 車両整備に関する暫定的試算について

車両整備に関する更新費用の暫定的試算

➤ 車両の整備に必要な経費について、以下の前提条件で暫定的で試算を実施

※一定の前提により試算を行うものであって、実際の車両等の整備に関しては、各消防本部や市町村と協議を行い、検討する必要がある。

＜主な前提条件＞

○各消防本部等の所有する車両について調査を実施。（調査基準:R8.2.1）


○試算は、消防力の整備指針に基づく車両のみ（消防ポンプ自動車、救急自動車等）を対象とし、広域化後10年間（R11～20）の整備費を算出

暫定的試算の概要

時点	広域化の効果	暫定的試算の考え方	広域化後10年間(R11～20)の整備		節減効果額 (①との比較)
			更新等台数	費用	
①現状の更新計画を継続	-	➤ 現行15消防本部それぞれの更新基準を継続 ⇒広域化後10年間で101台を更新(全189台中)	101台	46.4億円 実質負担17.5億円 [特定財源(交付税算入含む)を考慮した実質的な負担]	-
②広域化後の更新計画の暫定的シミュレーション案	広域化を加味	➤ 車両の更新基準の見直し、整備計画を策定 [高知市(出勤多): 現行の更新基準を維持 高知市以外: 平均的な更新基準に統一] ※更新基準の短縮により、更新対象が3台増 (救急車: 3台、ポンプ自動車: 1台、指揮車: ▲1台) ※財政負担: +1.4億円(実質負担+0.4億円) ➤ 管轄の広域化に伴う車両数の調整 ※消防防災科学センターの試算: ▲6台 ※財政負担: ▲2.5億円(実質負担+▲0.8億円) ➤ 広域化後の財政メリットを適用 ※緊急防災・減災事業債を活用(5年間) ※財政負担: ±0(実質負担▲2.5億円) ⇒広域化後10年間で98台を更新(全183台中)	98台 ※①比: ▲3台	45.3億円 実質負担14.6億円	②-① = ▲1.1億円 実質負担▲2.9億円 (▲0.3億円/年)

消防力の整備指針を基に、広域化後の車両数を試算

- ・ポンプ自動車: ▲4台
4市町(高知市・南国市・土佐市・いの町)の市街地を、1つの大きな市街地と仮定
- ・指揮車: ▲2台



1つの市街地と仮定
※旧市町村境を表示

基本計画
(R8.2時点)

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進します。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討します。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入を併せて検討します。

その際、整備対象とすべき業務、所属、整備時期等について優先度を検討し、必要性、緊急性の高いものから段階的に整備を進めることも検討します。

各種業務システムの整備に関する主な論点（案）

(1) 整備に要する費用・期間をできる限り抑制する観点から、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムを導入することとしてはどうか。

種類	主な仕様	規模	導入経費 (実質負担ベース)
財務会計	予算編成、執行管理、決算処理、公会計対応	50人程度	システム導入 0.3億円程度 + ネットワーク整備 2.7億円程度 ※特別交付税措置(0.5)あり ※カスタマイズが必要な場合は最小限度とする。
文書管理	公文書收受、起案、施行、廃棄までの文書管理、電子決裁	1,200人程度	
人事・給与	人事管理、給与計算、年末調整、給与差額、給与実態調査、個人番号管理	10人程度	
勤怠管理	打刻管理、休暇管理、時間外・特殊勤務手当等実績管理、電子決裁	1,200人程度	
例規	例規・法令検索・法令改廃情報提供・判例検索、法制執務支援	1,200人程度	
電子契約	電子契約締結手続、契約内容管理	10人程度	
グループウェア	庁内連絡、メール等	1,200人程度	

(2) スケジュールは以下を想定して検討してはどうか。

R 8	R 9		R 10	R 11~
<ul style="list-style-type: none"> 実施計画案決定 仕様の検討 	<前半> <ul style="list-style-type: none"> 広域連合等の議決 実施計画決定 補正予算の議決 	<後半> <ul style="list-style-type: none"> 運用開始に向けた準備・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合設置 広域連合本部での運用開始 	<消防本部の一次統合以後> <ul style="list-style-type: none"> 消防署所での運用開始



試算の基本的な考え方

- 広域連合を設置する場合に、**現状と比較して、追加・臨時的に必要なと想定される主な経費について、現時点の金額を試算。**(※1)
なお、臨時的な経費については、広域化による国の有利な財政措置を活用するとともに、更新水準の平準化を図るなど、可能な限り抑制する方針で試算。
- **発足（R9・R10）の臨時的に必要なとなる経費（イニシャルコスト）の実質的な負担額は、+ 5.8億円程度。**（下表の赤下線の金額の合計）
- 消防指令システムなどの節減効果額を踏まえた、**単年度当たりの実質的な負担額(※2)は ▲ 1.7億円程度。**

＜追加・臨時的に必要なとなる経費の内訳＞

(単位：百万円)

区分	事項	説明（試算の考え方）	基本計画時(R7)から業者見積を反映するなど負担額を精査 (内容は変更なし)	追加・臨時的経費の実質的な負担額 (※1)	【参考】 単年度当たりの実質的な負担額 (※2)	財政措置	
						特交	緊防債
経常	処遇の均一化（給与等）	必要最小限の処遇の均一化として優先的に検討すべきもの (①新規採用職員の増、②若年職員の逆転調整：+76 ③職員手当の増：+27（今後検討）)		R11～：+103/年 ※R12以降毎年+10	+133/年	-	-
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	施設管理、業務システムやネットワーク等の運用保守に要する経費		R10～：+87/年	+126/年	-	-
	広域連合事務局経費	議会、監査等の執行に要する経費		R10～：+2/年	+2/年	-	-
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	ネットワークの構築、給与や財務関係事務に係る行財政システムや消防関係システムの導入、パソコンの更新・導入などに要する費用		発足時：+487	+35/年	○	
	本部執務室の改修	広域連合本部の執務室の改修経費		発足時：+88 指令システム共同化時： +37	+9/年	○	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	・被服等の変更に要する経費（R14まで平準化することで財政負担を軽減） ・車両表示等の変更に要する経費		発足時：+3	+1/年	○	
	消防指令システムの整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む		(節減効果) ▲3,064	▲219/年		○
	消防デジタル無線の整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む		(節減効果) ▲3,553	▲254/年		○
					R9～R22平均 ▲167/年		

(※1) 経費を算出した上で、国の財政措置を反映させた現時点の試算金額を記載

(※2) R9～22の14年間の実質的な負担額の単年度当たり平均。

※R9：広域連合発足の準備 R22：消防指令システム等の更新整備の開始（R23）の前年度 30



追加・臨時費用の実質的な負担額 ※一部節減効果

(単位：百万円)

区分	事項	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	合計 R9~22	平均 R9~22	
経常	処遇の均一化 (給与等)	-	-	103	113	122	132	141	151	160	170	179	189	198	208	1,868	133	
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	-	87	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	1,767	126	
	広域連合事務局経費	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	2	
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	185	302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	487	35	
	本部執務室の改修	88	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	125	9	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	
	消防指令システムの整備※	-	-	▲ 28	▲ 40	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 300	▲ 3,064 設計除き ▲2,866	▲ 219
	消防デジタル無線の整備※	-	-	▲ 59	▲ 66	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 3,553 設計除き ▲3,428	▲ 254
	合計	273	394	158	149	▲ 378	▲ 331	▲ 359	▲ 349	▲ 340	▲ 330	▲ 321	▲ 312	▲ 302	▲ 293	▲ 2,342	▲ 167	
累計 (R9~22)		273	667	825	974	596	264	▲ 95	▲ 444	▲ 784	▲ 1,115	▲ 1,436	▲ 1,747	▲ 2,049	▲ 2,342			

二次統合時において、消防指令システム等の節減効果額と併せて、その他の処遇均一化を検討

一次統合時から必要

業者見積金額を反映して精査

R11,12 設計

R13~R15 整備

R22までの費用を試算 (R23に更新整備の開始を想定)

※四捨五入の関係で係数が一致していない場合がある



基本計画 (R8.2時点)

【分賦金算定の方向性】

広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討することとします。

分賦金算定に関する主な論点（案）

(1) 分賦金算定について、どのような基準で行うのか。

- ①基本計画時のとおり、受益者負担や投資的経費の自賄いを基本として、市町村の財政負担の変動を可能な限り小さくする方向性でよいか。

別紙8-1

別紙8-2

- ②共通経費部分の案分に用いる指標及び割合については、基準財政需要額：50%、救急出動件数：50%でどうか。

(2) 上記を踏まえた分賦金シミュレーションの更新

- ・基本ケース（県推奨案） 別紙9-1

- ・必要最小限を超える均一化の場合 別紙9-2



別紙8-1

分賦金の算定に関する基本的な考え方(1/2)

分賦金の算定に関する基本的な考え方

➤ 各市町村が、その負担能力や受益の程度に応じて費用を負担する形になるよう、分賦金を算定

※基本計画時(R7)と同様

経費の種類ごとの分賦金の算定方法

	経費の種類	分賦金の算定方法	算定方法を具体的に整理	
			対象市町村	考え方
市町村負担分	【全市町村が受益】 ① 連合本部の運営 に要する経費 3.0億円程度 (①～③の2.8%程度)	✓ 全市町村で案分 (・基準財政需要額 : 50% ・救急出動件数 : 50%)	・組織全体の統括業務を行うため	・応能の観点から、常備消防費の基準財政需要額割 (基準財政需要額は、各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定。地方交付税制度を通じて各市町村に保障された財源の規模(負担能力)を表す。
	【方面本部の構成市町村が受益】 ② 方面本部の運営 に要する経費 8.0億円程度 (①～③の7.6%程度)	✓ 方面本部の構成市町村で案分 (・基準財政需要額 : 50% ・救急出動件数 : 50%)	・方面内の統括業務を行うため	・応益の観点から、救急出動件数割 (上記のとおり基準財政需要額は、地域の実情が必ずしも反映されないことから、実績・実態等を一定反映する必要があるのではないかと。各市町村住民の消防サービスに係る受益の度合いを表す。
	【署所の関係市町村が受益】 ③ 署所の運営 に要する経費 94.4億円程度 (①～③の89.6%程度)	✓ 署所の関係市町村で案分 (・自賄い・実績割 : 100%)	・できるだけ現状からの変動を小さくするため (40署所を維持し、職員配置をできるだけ変更しないことが前提)	・経費の大部分を占める人件費は署所ごとの職員配置や年齢構成等によって異なる。この傾向(地域性)の実態を財政負担に反映するという観点から、署所の関係市町村で負担
	【専ら特定市町村に便益をもたらす経費】 (非常備消防の経常的経費(委託した場合)等)	✓ 受益する市町村の分賦金として算定	・特定可能	<ポイント> ・人件費が消防費総額の8～9割程度であることを踏まえると、 職員配置と財政負担は相関 = 広域連合本部に派遣する職員が多いと市町村の財政負担は減少する
	・ 投資的経費、公債費 (専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの)	✓ 受益する市町村が負担	・特定可能	
県負担分	・ 消防学校に要する経費 ・ 航空センターに要する経費 ・ 県の用務遂行のため広域連合に派遣する県職員の人件費	✓ 県が負担	・特定可能	

※上記によりがたい経費については、別途協議して定める経費とする。

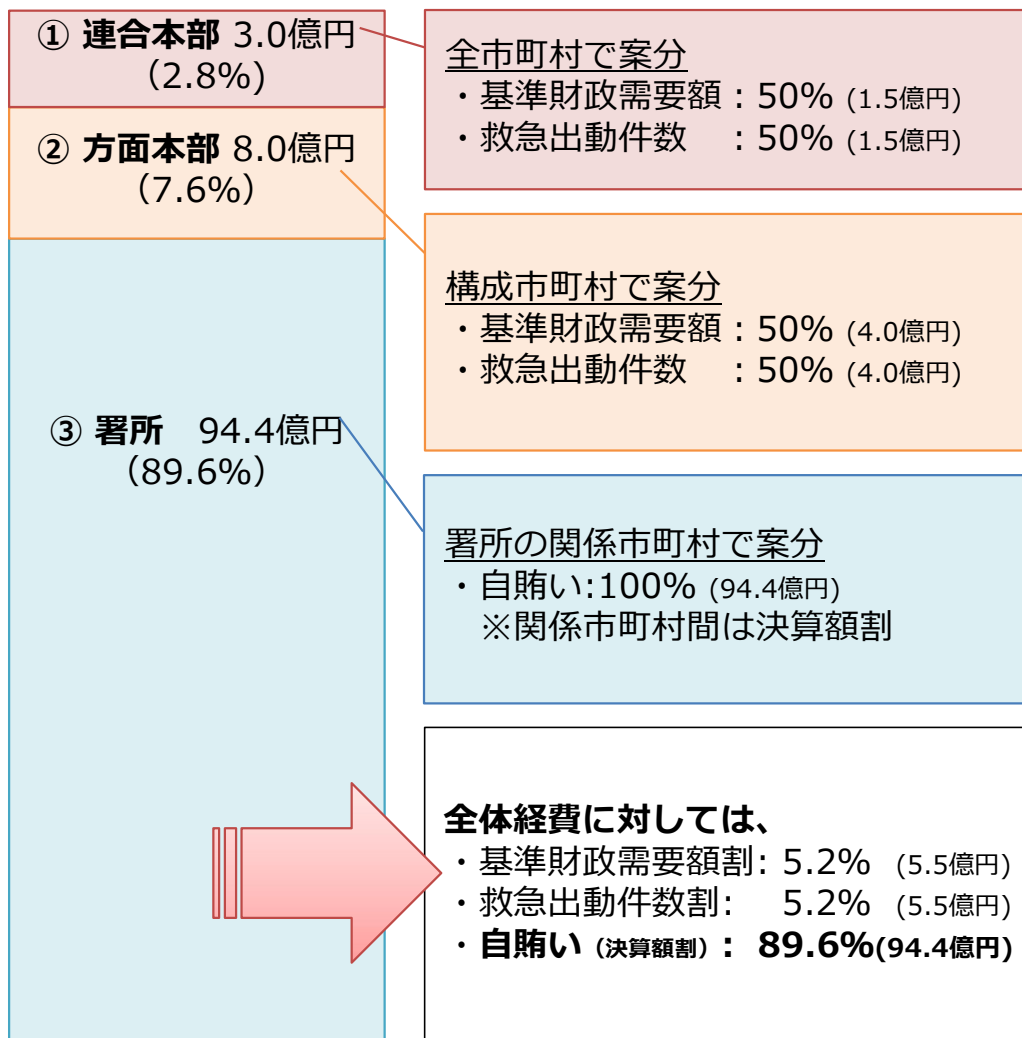
別紙8-2

分賦金の算定に関する基本的な考え方(2/2)

現行の負担ルールの考え方・分析

- 現行の負担ルールにおける経費区分は以下のとおり。
- **全体の経費に対する負担ルールとしては、署所の関係市町村による負担(自賄い)が大部分(89.6%)を占めることとなる。**

常備消防費の総額105.4億円の分析



財政負担の変動の極小化について

- ・連合本部・方面本部・署所の職員数が市町村の財政負担に大きく影響。
(消防費の8～9割が人件費)
- ・連合本部へ派遣する職員数が多いほど、市町村の財政負担は減少する。
(方面本部や署所の職員数は減少)
- ・現在の職員配置案は、署所の職員数をできる限り減少させないように配慮。
(署所の現場力を確保するため)
- ・「需要額割+出動割」が適用されるのは、経費の約10.4%。
(連合本部と方面本部の経費)

論点

- ・約90%を占める「署所の経費」について、基本計画どおり「自賄い」とすることでよいか。
→「全市町村で案分」する場合、他市町村に所在する署所の経費を負担する市町村が発生。

分賦金の算定 (シミュレーション) ※基本ケース (県推奨案)

○基本ケースは、職員の処遇等について、**必要最小限の均一化を図る場合**

(単位：千円)

※必要最小限の均一化：「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等

市町村	現在の消防本部	ア	①	②	イ	ウ (イ-ア)	エ	オ (ウ+エ)
		【 現行 】 消防費負担額 (経常経費) (R9、10) 【 補足 】 現行の歳出額 (R6決算額に以下の要素を反映) ※投資的経費除く ※退職手当除く ※R8職員数ベースで算出	【 一次統合後 】 消防費負担額 (経常経費) (R11~15)	【 二次統合後 】 消防費負担額 (経常経費) (R16~22)	【 広域化を加味 】 消防費負担額 (経常経費) R9~22の 14年間の消防費 (経常経費)を 平均した単年度 歳出額	広域化による 負担額の変化 (経常経費) <ポイント> 人件費が 8~9割 ⇒ 本部に派遣する職員が多いと財政負担は減少	追加・臨時的 経費 (節減効果額を含む) 広域化による 追加・臨時的 経費(※1)、及び 消防指令システム 等共同化節減効果額(※2)を案分した金額	広域化による 実質的な財政 負担の変化額 広域化による 財政負担の 変化額 (R9~22の 単年度当たり)
高知市	高知市	3,478,375	3,424,680	3,325,170	3,382,596	▲ 95,779	▲ 75,765	▲ 171,544
室戸市	室戸市	274,489	281,863	284,906	282,331	7,842	1,288	9,130
東洋町		115,669	117,439	118,189	117,561	1,892	▲ 152	1,740
安芸市	安芸市	259,164	270,462	274,859	271,046	11,882	▲ 9,632	2,250
芸西村		55,148	60,348	62,400	60,631	5,483	▲ 593	4,890
奈半利町	中芸	104,703	104,776	105,049	104,902	199	▲ 1,787	▲ 1,588
田野町		85,153	85,054	85,214	85,148	▲ 5	▲ 1,535	▲ 1,540
安田町		83,649	84,000	84,337	84,118	469	▲ 1,274	▲ 805
北川村		47,713	48,416	48,807	48,511	798	▲ 466	332
馬路村		30,269	30,888	31,207	30,959	690	▲ 205	485
南国市	南国市	561,432	558,768	566,412	562,971	1,539	▲ 57,750	▲ 56,211
香南市	香南市	402,356	406,834	418,387	411,971	9,615	15,727	25,342
香美市	香美市	502,800	494,061	503,579	500,068	▲ 2,732	6,226	3,494
本山町	嶺北	83,906	87,289	88,575	87,449	3,543	4,119	7,662
大豊町		97,250	101,186	102,682	101,372	4,122	4,784	8,906
土佐町		99,713	103,770	105,314	103,962	4,249	4,918	9,167
大川村		15,902	16,486	16,704	16,512	610	747	1,357
土佐市	土佐市	388,934	404,890	411,108	405,720	16,786	▲ 21,839	▲ 5,053
いの町	仁淀	381,672	378,460	384,890	382,134	462	6,041	6,503
日高村		137,662	136,569	138,921	137,901	239	2,221	2,460
仁淀川町	高吾北	122,251	129,420	132,471	129,921	7,670	▲ 6,527	1,143
佐川町		163,685	173,428	177,582	174,113	10,428	▲ 8,647	1,781
越知町		110,194	116,618	119,349	117,066	6,872	▲ 5,907	965
須崎市	高幡	423,715	420,707	423,013	422,290	▲ 1,425	▲ 1,029	▲ 2,454
中土佐町		226,759	225,956	227,428	226,807	48	▲ 242	▲ 194
梶原町		111,965	114,791	116,463	115,223	3,258	1,111	4,369
津野町		161,180	163,430	165,303	164,045	2,865	905	3,770
四万十町		437,109	436,257	439,296	437,898	789	▲ 202	587
宿毛市		348,755	335,103	340,424	339,714	▲ 9,041	▲ 3,192	▲ 12,233
大月町	幡多西部	144,489	139,795	142,393	141,765	▲ 2,724	▲ 811	▲ 3,535
三原村		76,925	73,371	74,323	74,355	▲ 2,570	▲ 992	▲ 3,562
土佐清水市	土佐清水市	269,689	280,176	282,289	279,734	10,045	▲ 4,248	5,797
四万十市	幡多中央	514,535	512,074	517,595	515,186	651	▲ 16,378	▲ 15,727
黒潮町		219,932	219,777	222,503	221,162	1,230	3,809	5,039
合計		10,537,142	10,537,142	10,537,142	10,537,142	0	▲ 167,277	▲ 167,277

※1…必要最小限の処遇の均一化、施設管理費や各種システムの運用保守等経費等、ネットワークや業務システム等の整備等の合計額を14年間(消防指令システム等の節減効果の試算期間)で平均した額

※2…広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較した金額を、14年間で平均して算出した単年度当たりの金額
(広域連合設置の準備開始 (R9) から、消防指令システムの共同整備後にシステム更新整備を開始する前 (R22) までの期間を14年間として試算)

分賦金の算定 (シミュレーション) ※必要最小限を超える均一化の場合

○職員の処遇等について、必要最小限を超える均一化を図る場合

※必要最小限を超える均一化：必要最小限の均一化に加え、「高知市の給与水準への再計算」「3 交替制への統一」を実施

(単位：千円)

市町村	現在の消防本部	基本ケース (県推奨案)	必要最小限を超える均一化の追加経費		合計
		オ	カ	キ	ク (オ+カ+キ)
		広域化後の 実質的な財政負担 の変化額 【補足】 広域化後の 財政負担の変化額 (R9~22の単年度当たり)	高知市の給与水準に 再計算 ※勤務する署所の関係市 町村で負担するよう案分	三交替制の導入 ※全県83人分を関係市町 村(10消防本部)で負担 するよう案分	広域化後の 実質的な財政負担 の変化額 広域化後の 財政負担の変化額 (R9~22の単年度当たり)
高知市	高知市	▲ 171,544	0	0	▲ 171,544
室戸市	室戸市	9,130	11,686	48,780	69,596
東洋町		1,740	4,925	24,390	31,055
安芸市	安芸市	2,250	11,612	46,925	60,787
芸西村		4,890	2,471	9,985	17,346
奈半利町	中芸	▲ 1,588	4,195	12,109	14,716
田野町		▲ 1,540	3,412	9,848	11,720
安田町		▲ 805	3,351	9,674	12,220
北川村		332	1,912	5,518	7,762
馬路村		485	1,213	3,501	5,199
南国市	南国市	▲ 56,211	24,555	0	▲ 31,656
香南市	香南市	25,342	18,416	0	43,758
香美市	香美市	3,494	22,388	0	25,882
本山町	嶺北	7,662	3,880	13,791	25,333
大豊町		8,906	4,497	15,985	29,388
土佐町		9,167	4,610	16,390	30,167
大川村		1,357	735	2,614	4,706
土佐市	土佐市	▲ 5,053	17,694	40,650	53,291
いの町	仁淀	6,503	16,188	59,749	82,440
日高村		2,460	5,839	21,551	29,850
仁淀川町	高吾北	1,143	5,572	12,545	19,260
佐川町		1,781	7,461	16,797	26,039
越知町		965	5,022	11,308	17,295
須崎市	高幡	▲ 2,454	16,979	16,260	30,785
中土佐町		▲ 194	9,087	0	8,893
梶原町		4,369	4,486	26,661	35,516
津野町		3,770	6,459	38,379	48,608
四万十町	幡多西部	587	17,516	32,520	50,623
宿毛市		▲ 12,233	14,799	16,260	18,826
大月町		▲ 3,535	6,131	24,390	26,986
三原村		▲ 3,562	3,264	65,040	64,742
土佐清水市	土佐清水市	5,797	13,361	0	19,158
四万十市	幡多中央	▲ 15,727	20,238	51,260	55,771
黒潮町		5,039	8,650	21,910	35,599
合計		▲ 167,277	302,604	674,790	810,117

【一次統合】財政負担の変動に関する要因分析

※すべて単年度ベースの金額でR6決算との比較（影響額）

(単位:人・千円)

市町村	消防本部	現行 消防費 ※現行の歳出額 (※1) ア	経常経費（人件費等） 一次統合後の職員配置を適用								広域化後 消防費 (R11~15) ① (ア+①)	追加・臨時的経費合計 (R9~22) 工 影響額	単年度平均 ①+工 影響額	【参考】 基本計画時 (R7)の金額 影響額
			現行	一次統合後				影響 人数目 安 E (D-C)	影響額 (本部) (※3)	影響額 (市町村) ①				
			職員数 (R8) A	署所の 職員数 B	本部 配置 人数 C (A-B)	職員数 変動率 C/A	本部の 費用を 案分し た場合 の人数 (※2) D							
高知市	高知	3,478,375	405	349	56	13.8%	50.7	▲ 5.3	▲ 53,695	▲ 53,695	3,424,680	▲ 75,765	▲ 129,460	▲ 96,465
室戸市	室戸	274,489	46	43	3	6.5%	4.1	1.1	9,144	7,374	281,863	1,288	8,662	▲ 323
東洋町		115,669												
安芸市	安芸	259,164	39	36	3	7.7%	4.8	1.8	16,498	11,298	270,462	▲ 9,632	1,666	1,431
芸西村		55,148												
奈半利町	中芸	104,703	39	36	3	7.7%	3.4	0.4	1,647	73	104,776	▲ 1,787	▲ 1,714	▲ 7,631
田野町		85,153								▲ 99	85,054	▲ 1,535	▲ 1,634	▲ 6,420
安田町		83,649								351	84,000	▲ 1,274	▲ 923	▲ 5,495
北川村		47,713								703	48,416	▲ 466	237	▲ 2,269
馬路村		30,269	619	30,888	▲ 205	414	▲ 1,148							
南国市	南国	561,432	68	61	7	10.3%	6.6	▲ 0.4	▲ 2,664	▲ 2,664	558,768	▲ 57,750	▲ 60,414	▲ 20,650
香南市	香南	402,356	51	46	5	9.8%	5.2	0.2	4,478	4,478	406,834	15,727	20,205	19,824
香美市	香美	502,800	62	56	6	9.7%	4.8	▲ 1.2	▲ 8,739	▲ 8,739	494,061	6,226	▲ 2,513	▲ 21,387
本山町	嶺北	83,906	38	36	2	5.3%	3.3	1.3	11,960	3,383	87,289	4,119	7,502	6,626
大豊町		97,250								3,936	101,186	4,784	8,720	7,704
土佐町		99,713								4,057	103,770	4,918	8,975	8,034
大川村		15,902								584	16,486	747	1,331	1,169
土佐市	土佐	388,934	49	47	2	4.1%	3.8	1.8	15,956	15,956	404,890	▲ 21,839	▲ 5,883	▲ 4,983
いの町	仁淀	381,672	61	56	5	8.2%	4.6	▲ 0.4	▲ 4,305	▲ 3,212	378,460	6,041	2,829	18,874
日高村		137,662								▲ 1,093	136,569	2,221	1,128	6,729
仁淀川町	高吾北	122,251	50	48	2	4.0%	4.7	2.7	23,336	7,169	129,420	▲ 6,527	642	▲ 892
佐川町		163,685								9,743	173,428	▲ 8,647	1,096	▲ 1,255
越知町		110,194								6,424	116,618	▲ 5,907	517	▲ 916
須崎市	高幡	423,715	151	135	16	10.6%	17.1	1.1	413	▲ 3,008	420,707	▲ 1,029	▲ 4,037	4,777
中土佐町		226,759								▲ 803	225,956	▲ 242	▲ 1,045	3,380
梶原町		111,965								2,826	114,791	1,111	3,937	6,061
津野町		161,180								2,250	163,430	905	3,155	6,011
四万十町		437,109							▲ 852	436,257	▲ 202	▲ 1,054	7,733	
宿毛市	幡多西部	348,755	67	59	8	11.9%	5.5	▲ 2.5	▲ 21,900	▲ 13,652	335,103	▲ 3,192	▲ 16,844	12,233
大月町		144,489								▲ 4,694	139,795	▲ 811	▲ 5,505	6,522
三原村		76,925								▲ 3,554	73,371	▲ 992	▲ 4,546	1,816
土佐清水市	土佐清水	269,689	37	35	2	5.4%	3.0	1.0	10,487	10,487	280,176	▲ 4,248	6,239	8,684
四万十市	幡多中央	514,535	80	72	8	10.0%	8.4	0.4	▲ 2,616	▲ 2,461	512,074	▲ 16,378	▲ 18,839	▲ 5,332
黒潮町		219,932								▲ 155	219,777	3,809	3,654	▲ 1,951
合計	-	10,537,142	1,243	1,115	128	10.3%	130.0	2	0	0	10,537,142	▲ 167,277	▲ 167,277	▲ 46,256

(※1): R6決算額以下を反映 ①投資的経費除く ②退職手当除く ③R8職員数ベースで算出

(※2): 現行の分賦金ルールで案分

(連合本部)全市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%、(方面消防本部)方面の構成市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%

(※3): 現行歳出額(ア)と、職員配置のシミュレーションを反映した分賦金(①)の差額

【二次統合】財政負担の変動に関する要因分析

※すべて単年度ベースの金額でR6決算との比較（影響額）

(単位:人・千円)

市町村	消防本部	現行 消防費 ※現行の歳出額 (※1) ア	経常経費（人件費等） 二次統合後の職員配置を適用							広域化後		追加・臨時的経費合計 (R9~22) 工 影響額	単年度平均 ①+工 影響額	【参考】 基本計画時 (R7)の金額 影響額	
			現行	二次統合後				影響人数目安 E (D-C)	影響額 (本部) (※3)	影響額 (市町村) ①	消防費 (R16~22) ② (ア+①)				
			職員数 (R8) A	署所の 職員数 B	本部 配置 人数 C (A-B)	職員数 変動率 C/A	本部の 費用を 兼分し た場合 の人数 (※2) D								
高知市	高知	3,478,375	405	313	92	22.7%	75.3	▲ 16.7	▲ 153,205	▲ 153,205	3,325,170	▲ 75,765	▲ 228,970	▲ 96,465	
室戸市	室戸	274,489	46	42	4	8.7%	5.6	1.6	12,937	10,417	284,906	1,288	11,705	▲ 323	
東洋町		115,669									2,520	118,189	▲ 152	2,368	▲ 2,542
安芸市	安芸	259,164	39	35	4	10.3%	6.5	2.5	22,947	15,695	274,859	▲ 9,632	6,063	1,431	
芸西村		55,148									7,252	62,400	▲ 593	6,659	5,795
奈半利町	中芸	104,703	39	35	4	10.3%	4.6	0.6	3,127	346	105,049	▲ 1,787	▲ 1,441	▲ 7,631	
田野町		85,153									61	85,214	▲ 1,535	▲ 1,474	▲ 6,420
安田町		83,649									688	84,337	▲ 1,274	▲ 586	▲ 5,495
北川村		47,713									1,094	48,807	▲ 466	628	▲ 2,269
馬路村		30,269						938	31,207	▲ 205	733	▲ 1,148			
南国市	南国	561,432	68	59	9	13.2%	9.4	0.4	4,980	4,980	566,412	▲ 57,750	▲ 52,770	▲ 20,650	
香南市	香南	402,356	51	45	6	11.8%	7.5	1.5	16,031	16,031	418,387	15,727	31,758	19,824	
香美市	香美	502,800	62	55	7	11.3%	6.8	▲ 0.2	779	779	503,579	6,226	7,005	▲ 21,387	
本山町	嶺北	83,906	38	35	3	7.9%	4.7	1.7	16,504	4,669	88,575	4,119	8,788	6,626	
大豊町		97,250									5,432	102,682	4,784	10,216	7,704
土佐町		99,713									5,601	105,314	4,918	10,519	8,034
大川村		15,902									802	16,704	747	1,549	1,169
土佐市	土佐	388,934	49	46	3	6.1%	5.5	2.5	22,174	22,174	411,108	▲ 21,839	335	▲ 4,983	
いの町	仁淀	381,672	61	55	6	9.8%	6.6	0.6	4,477	3,218	384,890	6,041	9,259	18,874	
日高村		137,662									1,259	138,921	2,221	3,480	6,729
仁淀川町	高吾北	122,251	50	47	3	6.0%	6.8	3.8	33,272	10,220	132,471	▲ 6,527	3,693	▲ 892	
佐川町		163,685									13,897	177,582	▲ 8,647	5,250	▲ 1,255
越知町		110,194									9,155	119,349	▲ 5,907	3,248	▲ 916
須崎市	高幡	423,715	151	132	19	12.6%	21.5	2.5	10,775	▲ 702	423,013	▲ 1,029	▲ 1,731	4,777	
中土佐町		226,759									669	227,428	▲ 242	427	3,380
梶原町		111,965									4,498	116,463	1,111	5,609	6,061
津野町		161,180									4,123	165,303	905	5,028	6,011
四万十町		437,109						2,187	439,296	▲ 202	1,985	7,733			
宿毛市	幡多西部	348,755	67	58	9	13.4%	7.5	▲ 1.5	▲ 13,029	▲ 8,331	340,424	▲ 3,192	▲ 11,523	12,233	
大月町		144,489									▲ 2,096	142,393	▲ 811	▲ 2,907	6,522
三原村		76,925									▲ 2,602	74,323	▲ 992	▲ 3,594	1,816
土佐清水市	土佐清水	269,689	37	34	3	8.1%	4.1	1.1	12,600	12,600	282,289	▲ 4,248	8,352	8,684	
四万十市	幡多中央	514,535	80	70	10	12.5%	11.5	1.5	5,631	3,060	517,595	▲ 16,378	▲ 13,318	▲ 5,332	
黒潮町		219,932									2,571	222,503	3,809	6,380	▲ 1,951
合計	-	10,537,142	1,243	1,061	182	14.6%	184.0	2	0	0	10,537,142	▲ 167,277	▲ 167,277	▲ 46,256	

(※1): R6決算額に以下の要素を反映 ①投資的経費除く ②退職手当除く ③R8職員数ベースで算出

(※2): 現行の分賦金ルールで案分

(連合本部)全市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%、(方面消防本部)方面の構成市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%

(※3): 現行歳出額(ア)と、職員配置のシミュレーションを反映した分賦金(②)の差額



その他、次回協議会に向けて専門部会等において実務的に検討すべき主な論点

- 次回協議会に向けて専門部会等において実務的に検討すべき主な論点は以下のとおり。
- このほかに、早期に実務的な検討が必要な事項はないか。

部会	主たる任務 ※基本計画第5章	協議・意見交換事項 ※実施計画の記載項目	専門部会等における主な論点
総務	1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	1-7 議決機関 1-16 広域連合規約案	○広域連合の議員の選出方法 ・市町村議会議員: 6方面×2 = 12 県議会議員: 2の計14でよいか(人口比換算の要否) ・各方面2名のうち、1名は市、1名は町村といった基準を予め定めることとしてはどうか ・任期は構成団体の議員の任期でよいか。1年または2年と定める方がよいか。
	2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌 2-4 職員配置	○連合、方面、署所への職員配置の確認(方面別部会での議論を想定)
	4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	4-2 給料等 4-3 諸手当、福利厚生等	○処遇均一化の具体的な手法(中途採用職員の給料格付ルールのあり方と併せて) ○特殊勤務手当、管理職手当の体系整理 ○退職手当の支給方式(退手組合方式の採否)、市町村間の財源負担ルール(掛金率設定方式の採否)
財務	6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	6-1 財産の取扱い	○財産(不動産及び償却資産)の取得等の手法
	8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項	8-1 分賦金算定	○増減に対する要因分析
消防業務	10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項	10-1 消防団 10-2 消防水利 11-1 消防団との連携	○事務の実施主体のあり方(市町村ごとの事務委託の範囲の検討)
	12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	12-1 消防力整備計画	○消防力の整備基準に基づく整備目標のあり方 ○消防力整備に関する中長期計画のあり方
通信・システム	13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	13-1 消防指令システム 13-2 消防救急デジタル無線	○整備スケジュール及び仕様の確認
	14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項	14-1 電算システム	

高知県消防広域化に関する実務協議会規約

(令和8年4月1日規約第1号)

第1章 設置に関する基本的事項

(名称)

第1条 この協議会は、高知県消防広域化に関する実務協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の設置)

第2条 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町（以下「関係市町村」という。）、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合、仁淀消防組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、嶺北広域行政事務組合、中芸広域連合（以下「関係一部事務組合等」という。）及び高知県における、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第31条に規定する消防の広域化について協議を行うため、協議会を設置する。

(協議会の構成団体)

第3条 協議会の構成団体は、関係市町村、関係一部事務組合等及び高知県とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

(1) 高知県消防広域化基本計画を基礎とした高知県消防広域化実施計画（法第34条の規定に基づく広域消防運営計画。以下「実施計画」という。）案の作成に関する事項

なお、以下の事項を前提条件にして検討・協議を行う。

①令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。

②それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置すること。

(2) 消防広域化に係る調査研究に関する事項

(3) その他消防広域化に関し必要な事項

第2章 組織

第1節 協議会

（協議会の組織）

第5条 協議会は、委員41人をもって組織する。

- 2 委員は、別表1に定める委員をもって充てる。
- 3 協議会に会長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 協議会には、協議会の協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（協議会の会長等の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

（協議会の会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、実施計画案に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第8条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第9条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、特に緊急を要するため会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の協議事項その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第2節 専門部会等

（専門部会の組織）

第10条 効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

名称	協議事項等
総務部会	(1) 協議会全体の運営の総括に関すること。 (2) 実施計画案全体の取りまとめ、広域化に必要な法規整備に関すること。 (3) 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。 (4) 先行的共同事業に関すること。
財務部会	(1) 広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。
消防業務部会	(1) 消防業務（消火、救急、救助及び予防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。
通信・システム部会	(1) 消防指令システムの共同化及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う消防指令センターの整備に関することを含む。） (2) 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。

- 2 専門部会は、別表2に定める者をもって組織する。
- 3 専門部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（方面別部会の組織）

第11条 方面消防本部など地域単位において効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の方面の欄に定める方面別部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの担当する区域（市町村）における協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項とする。

方面	担当する区域（市町村）	協議事項等
安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	専門部会等における協議事項のうち、左記担当する区域における運営及び消防本部の統合の検討に関すること。
中央東	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村	
中央	高知市	
中央西	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	
高幡	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町	
幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	

- 2 方面別部会は、別表3に定める者をもって組織する。
- 3 方面別部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（専門部会及び方面別部会の役員及び運営）

第12条 専門部会及び方面別部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門部会員及び方面別部会員の互選により選出する。
- 3 第6条、第8条及び第9条の規定は、専門部会及び方面別部会の運営に準用する。この場合において、第6条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と、第8条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第9条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協

議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と読み替えるものとする。

- 4 部会長は、専門部会間及び方面別部会間における調整等のため、必要があると認めるときは、合同会議を開くことができる。
- 5 その他専門部会及び方面別部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第3節 ワーキンググループ

（ワーキンググループの組織）

第13条 専門部会及び方面別部会での協議に当たり実務的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設置できるものとする。

- 2 ワーキンググループは、関係市町村の担当課長等及び消防本部担当課長等をもって組織する。

第4節 協議会等事務局

（事務局）

第14条 協議会、専門部会、方面別部会及びワーキンググループ（以下「協議会等」という。）の事務を処理するため、協議会等に事務局を置く。

- 2 協議会等の事務局は、構成団体の職員のうちから、会長が定める職員によって構成する。
- 3 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

（事務局の所掌事務）

第15条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会等の運営管理及び構成団体間の連絡調整に関すること。
- （2）協議会等の事務に係る資料の作成に関すること。
- （3）協議会等の会議に関すること。
- （4）協議会等の庶務に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項。

（事務局の設置場所）

第16条 事務局は、高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号高知県庁内に置く。

（経費）

第17条 協議会に要する経費は、県が負担する。

（その他）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条第1項関係）

委員	備考
井田 知也	有識者（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）
小林 恭一	有識者（危険物保安技術協会 技術顧問）
永田 尚三	有識者（関西大学社会安全学部 教授）
関係市町村の長	34名
高知県消防長会会長	
高知県消防長会副会長	2名
高知県知事	

別表2（第10条第2項関係）

専門部会	構成員
総務部会	関係市町村の副市町村長 34名
	方面消防本部となる消防本部の消防長 6名
	高知県危機管理部長
財務部会	関係市町村の副市町村長 34名
	方面消防本部となる消防本部の消防長 6名
	高知県危機管理部長
消防業務部会	方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6名
	消防本部の消防長 15名
	高知県危機管理部長
通信・システム部会	方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6名
	消防本部の消防長 15名
	高知県危機管理部長

別表3（第11条第2項関係）

方面	備考
安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村の副市町村長
	室戸市消防本部、安芸市消防本部及び中芸広域連合消防本部の消防長
	高知県危機管理部副部長
中央東	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町及び大川村の副市町村長
	南国市消防本部、香南市消防本部、香美市消防本部及び嶺北広域行政事務組合消防本部の消防長
	高知県危機管理部副部長
中央	高知市の副市長
	高知市消防局長
	高知県危機管理部副部長
中央西	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町及び日高村の副市町村長

方面	備考
	土佐市消防本部、高吾北広域町村事務組合消防本部及び仁淀消防組合消防本部の消防長
	高知県危機管理部副部長
高幡	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町及び四万十町の副市町村長
	高幡消防組合消防本部の消防長
	高知県危機管理部副部長
幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村及び黒潮町の副市町村長
	土佐清水市消防本部、幡多中央消防組合消防本部及び幡多西部消防組合消防本部の消防長
	高知県危機管理部副部長

高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程

（令和8年5月12日規約第2号）

（趣旨）

第1条 この規程は、高知県消防広域化に関する実務協議会規約（以下「規約」という。）第9条第6項の規定に基づき、高知県消防広域化に関する実務協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めなければならない。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開会及び閉会）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

（議決方法）

第5条 会議の議決方法は、原則として全会一致をもって決することとする。ただし、意見が分かれた場合は、議長が必要と認めたときは、再議に付することができることとし、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

2 前項によりがたい場合は、議長が会議に諮り、表決方法を定めた上、議事を進めることとする。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、議長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、出席委員の半数以上の賛成をもって、公開しないことができるものとする。

（会議録の調製等）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製する。

- （1）開催の日時及び場所
- （2）出席及び欠席委員等の氏名
- （3）議題及び議事の要旨
- （4）その他議長が必要と認める事項

2 前項の会議録には、会議の資料を添付する。

3 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。ただし、前条ただし書きの規定により公開しないこととした会議に係る会議録等については、この限りでない。

（規律）

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、会議に係る資料以外の資料等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（傍聴）

第9条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し、必要な事項については、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会に諮り別に定める。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月12日から施行する。

高知県消防広域化に関する実務協議会会議傍聴規程

（令和8年5月12日規約第3号）

（趣旨）

第1条 この規程は、高知県消防広域化に関する実務協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、高知県消防広域化に関する実務協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人は、報道関係者及び一般傍聴人とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整し、高知県危機管理部消防政策課のホームページで周知することとする。

（傍聴の手続）

第3条 傍聴は先着順に受け付ける。

2 報道関係者は、会議当日、会場において、報道関係者受付簿（様式第1号）に報道機関の所在地、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

3 一般傍聴人は、会議当日、会場において、一般傍聴人受付簿（様式第2号）に自己の氏名及び住所を記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携行している者
- （2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕の類を携帯している者
- （3）はち巻、腕章（報道関係者である者を表示する腕章を除く。以下同じ。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき前条第2項の手続きをした者を除く。
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （6）酒気を帯びていると認められる者
- （7）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- （3）はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 一般傍聴人は、傍聴席において写真、動画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第6条ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

